

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点にかかる状況)

本校では、校長のリーダーシップの下に、教務主事、学生主事、寮務主事、広報主事を副校長として配置し、組織ごとに学科長・専攻科長及び各センター長などを配置して、迅速な意思決定ができる態勢をとっている（資料 11-1-①-1）。各主事の役割については、学則第9条で明確に定めている（資料 11-1-①-2）。また、平成25年度から、企画・評価担当の副校長を新設し、外部評価及び第三者評価や中期計画並びに公開講座等の企画などを担当することとしている。

学校の管理運営等の重要な事項を審議し意思決定を行う機関として、内部組織規則第14条により運営委員会を設置し、同規則第16条により各種委員会を設置し、それぞれ規則を定めている（資料 11-1-①-3, 4）。運営委員会は、校長を委員長に、各副校長、各学科長、専攻科長、図書館長、情報処理教育センター長、地域共同研究推進センター長、練習船弓削丸船長、各学科から選出された教員各1名、事務部長及び技術支援センター長を委員として組織されており、毎月1回開催することとしている（資料 11-1-①-5, 6）。運営委員会での審議・報告内容は、委員である各所属の長から教職員へ周知徹底されており、必要に応じて教員会議で校長から周知している。なお、練習船「弓削丸」は練習船運航委員会に基づいて適切に運航されており、体制間の連携強化を図るため、平成23年度から練習船弓削丸船長を委員に追加した（資料 11-1-①-7）。

各種委員会の中で自己点検評価委員会、人事委員会、入学試験委員会、安全衛生委員会、将来計画委員会、環境マネジメント委員会、国際交流委員会、情報セキュリティ管理委員会及びリスク管理室会議などの主要な会議については、校長が委員長を務めることにしており、全体を把握しリーダーシップをとれる体制となっている。また、各副校長・専攻科長・各センター長等は、担当委員会の委員長を務めることにしており、重要な事項については運営委員会に上げて審議・報告することとしており、効果的な意思決定が行える態勢をとっている（資料 11-1-①-8）。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、校長のリーダーシップの下に、教務主事、学生主事、寮務主事、広報主事を副校長として配置し、迅速な意思決定ができる態勢になっている。平成25年度からは、企画・評価担当副校長を新設した。校長、各副校長、専攻科長、各センター長等が、所掌するそれぞれの委員会の委員長を務めることにしており、その役割を明確にしている。

以上のことから、本校では、校長、各副校長、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっている。

組織 Organization

組織図 Organization Chart



(出典：2013 学校要覧 P. 4)

資料 11-1-①-2

(教務主事、学生主事、寮務主事及び広報主事)

第9条 本校に教務主事、学生主事、寮務主事及び広報主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 4 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。
- 5 広報主事は、校長の命を受け、学生募集・広報に関することを掌理する。

(出典：弓削商船高等専門学校規則集 1-1 抜粋)

資料 11-1-①-3

(運営委員会)

第14条 本校に、管理運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第15条 本校に、校務の円滑な運営に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

第16条 本校に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：弓削商船高等専門学校規則集 2-31 抜粋)

弓削商船高等専門学校規則一覧表

| 規則番号 | 制 定 | H24.6.20 現在 最終改正 |
|------|---------------------------------|---------------------------|
| | 第2章 組織及び運営 | |
| 2-1 | 弓削商船高等専門学校運営委員会規則 | H.16.12.27廃止制定 H.23.12.22 |
| 2-2 | 弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会規則 | H.4.5.14制定 H.23.12.22 |
| 2-3 | 弓削商船高等専門学校人事委員会規則 | H.14.10.18制定 H.23.12.22 |
| 2-4 | 弓削商船高等専門学校人事委員会専門委員会規則 | H.14.10.18制定 H.19.1.18 |
| 2-5 | 弓削商船高等専門学校教務委員会規則 | S.58.9.20制定 H.23.12.22 |
| 2-6 | 弓削商船高等専門学校入学試験委員会規則 | S.61.5.30制定 H.23.12.22 |
| 2-7 | 弓削商船高等専門学校厚生補導委員会規則 | S.58.9.20制定 H.23.12.22 |
| 2-8 | 弓削商船高等専門学校学級担任委員会規則 | S.46.4.1制定 H.23.12.22 |
| 2-9 | 弓削商船高等専門学校練習船運航委員会規則 | S.45.11.1制定 H.23.12.22 |
| 2-10 | 弓削商船高等専門学校就職指導委員会規則 | S.46.9.1制定 H.23.12.22 |
| 2-11 | 弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則 | H.6.2.4制定 H.23.12.22 |
| 2-12 | 弓削商船高等専門学校情報ネットワーク管理専門部会規則 | H.8.2.1制定 H.21.11.19 |
| 2-13 | (欠番)弓削商船高等専門学校情報セキュリティ規則 | H.14.10.18制定 H.22.10.1廃止 |
| 2-14 | (欠番)弓削商船高等専門学校情報セキュリティ委員会規則 | H.14.10.18制定 H.22.10.1廃止 |
| 2-15 | (欠番)弓削商船高等専門学校情報セキュリティ評価専門委員会規則 | H.14.10.18制定 H.22.10.1廃止 |
| 2-16 | 弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター規則 | H.14.10.18制定 H.23.12.22 |
| 2-17 | 弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター運営委員会規則 | H.14.10.18制定 H.21.3.19 |
| 2-18 | 弓削商船高等専門学校図書委員会規則 | H.16.12.27廃止制定 H.19.7.18 |
| 2-19 | 弓削商船高等専門学校安全衛生委員会規則 | H.16.3.16制定 H.19.1.18 |
| 2-20 | 弓削商船高等専門学校将来計画委員会規則 | S.58.9.20制定 H.23.12.22 |
| 2-21 | 弓削商船高等専門学校広報委員会規則 | H.2.3.6制定 H.23.12.22 |
| 2-22 | 弓削商船高等専門学校校内環境美化委員会規則 | S.60.4.23制定 H.23.12.22 |
| 2-23 | 弓削商船高等専門学校寮務委員会規則 | S.63.3.28制定 H.21.2.19 |
| 2-24 | 弓削商船高等専門学校事務情報化推進委員会規則 | H.10.10.30制定 H.23.12.22 |
| 2-25 | 弓削商船高等専門学校中期計画推進室規則 | H.16.11.18制定 H.22.7.26 |
| 2-26 | 弓削商船高等専門学校運営諮問会議規則 | H.16.4.21制定 H.19.1.18 |
| 2-27 | 弓削商船高等専門学校環境マネジメント委員会規則 | H.18.2.16制定 H.21.11.19 |
| 2-28 | 弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則 | H.16.12.20制定 H.23.12.22 |
| 2-29 | 弓削商船高等専門学校施設整備等検討委員会規則 | H.17.2.21制定 H.19.1.18 |
| 2-30 | 弓削商船高等専門学校国際交流委員会規則 | H.17.3.16制定 H.23.12.22 |
| 2-31 | 弓削商船高等専門学校内部組織規則 | H.16.12.27制定 H.23.12.22 |
| 2-32 | 弓削商船高等専門学校教員会議規則 | H.16.12.27制定 H.23.12.22 |
| 2-33 | 弓削商船高等専門学校学生募集対策委員会規則 | H.16.12.27制定 H.23.12.22 |
| 2-34 | (欠番)弓削商船高等専門学校教育研究組織検討委員会規則 | H.16.12.27制定 H.23.4.1廃止 |
| 2-35 | (欠番)弓削商船高等専門学校成績評価協議会規則 | H.16.12.27制定 H.23.4.1廃止 |
| 2-36 | (欠番)弓削商船高等専門学校教育内容検討委員会規則 | H.16.12.27制定 H.23.4.1廃止 |
| 2-37 | 弓削商船高等専門学校技術支援センター規則 | H.21.9.30廃止制定 H.23.12.22 |
| 2-38 | 弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則 | H.22.3.18制定 |
| 2-39 | 弓削商船高等専門学校国際交流推進室規則 | H.22.6.21制定 |
| 2-40 | 弓削商船高等専門学校FD委員会規則 | H.23.2.17制定 H.23.12.22 |
| 2-41 | 弓削商船高等専門学校初年次教育支援室規則 | H.23.2.17制定 H.24.2.16 |
| 2-42 | 弓削商船高等専門学校危機管理規則 | H.23.5.26制定 |

(出典：総務課)

○弓削商船高等専門学校運営委員会規則

制 定 平成16年12月27日

最終改正 平成25年3月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第14条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて、次の各号に掲げる重要事項について審議する。

- (1) 学則その他諸規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 施設及び設備に関する事項
- (4) その他管理運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 図書館長
- (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
- (6) 練習船弓削丸船長
- (7) 各学科及び総合教育科から選出された教員各1名
- (8) 事務部長
- (9) 技術支援センター長

2 前項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

(出典：弓削商船高等専門学校規則集2-1抜粋)

平成 24 年度 第 1 回運営委員会議事概要

日 時 平成 24 年 4 月 19 日 (木) 16:30 ~
 場 所 第 2 会議室
 出席者 19 名 (別紙のとおり)
 議 題

議事に先立ち、校長から、委員の交代について紹介があった。

| | |
|-------------|-------|
| 校長 | 落合→木村 |
| 商船学科長 | 友田→高岡 |
| 情報処理教育センター長 | 長尾→田房 |
| 商船学科 | 高岡→村上 |
| 電子機械工学科 | 藤本→木村 |
| 技術支援センター長 | 濱中→児玉 |
| 学生課長 | 宮脇→藤沢 |

(審議事項)

- 平成 24 年度運営委員会の開催日程 (案) について 議題資料 1 (総務課長)
 - 総務課長から、資料 1 に基づき、平成 24 年度運営委員会の開催日程 (案) について説明があった。要点は、次のとおり。
 - 右側には、参考として、既に決定している教員会議の日程である。
 - 運営委員会は、原則として、月 1 回の開催を予定している。但し、議題等がない場合は、開催を取りやめる場合もある。開催日は、原則として、第 3 水曜日を基本としている。変則は、次のとおり。
 - ・ 5 月は、連休のため、23 日。
 - ・ 8 月は、開催しない予定。但し、急な議題が生じた場合は、開催する。
 - ・ 9 月は、教員会議、選考科委員会等の学事や祝日となっているため、25 日。
 - ・ 3 月は、祝日のため、19 日。
 - 以上、了承された。

(報告事項)

- 兼業について 報告資料 1 (校長)
 - 校長から、報告資料 1 に基づき、兼業の報告が 2 件あった。
 - 木村隆一 校長・・・一般社団法人全日本船舶職員協会の顧問
無報酬、年 1 回程度の会議で職務に影響なし
 - 総合教育科 山尾徳雄 特任教授・・・弓削校区放課後児童クラブの会長
無報酬、地域貢献の一環
- 平成 23 年度年度計画実施状況及び平成 24 年度年度計画について 報告資料 2 (中期計画推進室長)
 - 濱中中期計画推進室長から、報告資料 2 に基づき、本校の平成 23 年度年度計画実施状況及び平成 24 年度年度計画について、報告があった。要点は、次のと

(出典：平成 24 年度第 1 回運営委員会)

資料 11-1-①-7

平成 23 年度第 4 回運営委員会議事概要

日 時 平成 23 年 7 月 20 日 (水) 16:18~17:05
場 所 第 2 会議室
出 席 者 18 名 (別紙のとおり)
議 題

議事に先立ち、校長から、6 月 27 日付けで改正された「弓削商船高等専門学校運営委員会規則」に基づき、今回より練習船弓削丸船長が出席する旨の報告があった。

(審議事項)

1. 平成 23 年度商船学科卒業式及び専攻科 (海上輸送システム工学専攻) 修了式について
総務課長から、議題資料 1 に基づき、9 月 22 日 (木) に実施予定の平成 23 年度商船学科卒業式及び専攻科 (海上輸送システム工学専攻) 修了式について、昨年度からの変更点等の説明があり、原案どおり了承された。
2. 平成 23 年度専攻科 (海上輸送システム工学専攻) 入学式について
総務課長から、議題資料 2 に基づき、10 月 3 日 (月) に実施予定の平成 23 年度専攻科 (海上輸送システム工学専攻) 入学式について、昨年度からの変更点等の説明があり、原案どおり了承された。

(出典：平成 23 年度第 4 回運営委員会)

観点 11-1-②： 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

管理運営に関する諸規程については、組織及び運営を行うための委員会規則が定められており、教育活動、学生指導、庶務、人事、会計、施設・設備等に係る諸規定が整備されている(資料 11-1-②-1)。

各種委員会は、校長が運営委員会、将来計画委員会等を、教務主事が教務委員会等、学生主事が厚生補導委員会等、寮務主事が寮務委員会等、広報主事が広報委員会等、企画・評価担当副校長が公開講座委員会等、各センター長が各センター委員会等をそれぞれ所掌し、適切に役割を分担している(資料 11-1-①-8)。これらの各種委員会については、随時、組織の見直しを行い、効果的に活動できるように改善を図っている(資料 11-1-②-2)。

事務組織は、事務組織及び事務分掌規則に基づき、事務部長が置かれ、事務部長の下に総務課、学生課、企画広報室が置かれている(資料 11-1-②-3)。同規則により各事務分掌について明確かつ適切に役割が分担されるよう定められており、事務職員が教員と密接な連携を取りながら、それぞれの職務を効果的に遂行している(資料 11-1-②-4)。

技術職員については、平成 21 年 10 月に技術支援センターを設置し、教員が務める技術支援センター長の下に技術長を配し、第 1 技術班・第 2 技術班に分かれて配属されている。技術職員は、教職員と連携しながら、教育支援、研究支援、地域連携支援の業務に従事している(資料 11-1-②-5, 6)。また、練習船弓削丸班員は、弓削丸船長の指揮の下で学生の航海実習・実験実習を始めとして、学校行事、広報活動、公開講座、出前授業、共同研究などでの運行业務に従事している(資料 11-1-②-7)。

本校において発生することが予想される様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び危機事象発生時の基本的な対処方法等に関し、必要な事項を危機管理規則で定めている(資料 11-1-②-8)。また、同規則に基づき、本校の学生、教職員及び近隣住民に被害が及ぶ恐れがある様々な危機事象を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的として危機管理マニュアルを整備している(資料 11-1-②-9)。危機管理規則の中で、リスク管理室の室長は校長をもって充てると定め、危機管理マニュアルの中でリスクランクを A～C に分類し、A 及び B に該当すると判断された場合には、校長が危機事象の対処のため速やかに危機対策本部を設置し、危機事象への対応を行うこととしている。平成 23 年度には、上島町消防署と連携し、震災発生時への対応のため防災教育セミナーを実施した(資料 11-1-②-10)。

(分析結果とその根拠理由)

管理運営に関する諸規程は、委員会規則及び関連規則・規程により整備されている。

各種委員会及び事務組織については、諸規則に従って適切な役割分担がなされており、随時、効果的な活動を図るための自己点検及び改善を図っている。

危機管理に係る体制は、危機管理規則及び危機管理マニュアルにより役割を適切に分担すること及び危機事象発生時の対応を明確に定めている。

以上のことから、本校において、管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切

に役割を分担し、危機管理に係る体制が整備され、それぞれ効果的に活動している。

資料 11-1-②-1

弓削商船高等専門学校規則一覧表

| 規則番号 | 制 定 | H24.6.20 現在 | |
|-------------------|---------------------------------|----------------|-------------|
| | | | 最終改正 |
| 第1章 学則 | | | |
| 1-1 | 弓削商船高等専門学校学則 | S.44.1.1制定 | H.23.9.21 |
| 第2章 組織及び運営 | | | |
| 2-1 | 弓削商船高等専門学校運営委員会規則 | H.16.12.27廃止制定 | H.23.12.22 |
| 2-2 | 弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会規則 | H.4.5.14制定 | H.23.12.22 |
| 2-3 | 弓削商船高等専門学校人事委員会規則 | H.14.10.18制定 | H.23.12.22 |
| 2-4 | 弓削商船高等専門学校人事委員会専門委員会規則 | H.14.10.18制定 | H.19.1.18 |
| 2-5 | 弓削商船高等専門学校教務委員会規則 | S.58.9.20制定 | H.23.12.22 |
| 2-6 | 弓削商船高等専門学校入学試験委員会規則 | S.61.5.30制定 | H.23.12.22 |
| 2-7 | 弓削商船高等専門学校厚生補導委員会規則 | S.58.9.20制定 | H.23.12.22 |
| 2-8 | 弓削商船高等専門学校学級担任委員会規則 | S.46.4.1制定 | H.23.12.22 |
| 2-9 | 弓削商船高等専門学校練習船運航委員会規則 | S.45.11.1制定 | H.23.12.22 |
| 2-10 | 弓削商船高等専門学校就職指導委員会規則 | S.46.9.1制定 | H.23.12.22 |
| 2-11 | 弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則 | H.6.2.4制定 | H.23.12.22 |
| 2-12 | 弓削商船高等専門学校情報ネットワーク管理専門部会規則 | H.8.2.1制定 | H.21.11.19 |
| 2-13 | (欠番)弓削商船高等専門学校情報セキュリティ規則 | H.14.10.18制定 | H.22.10.1廃止 |
| 2-14 | (欠番)弓削商船高等専門学校情報セキュリティ委員会規則 | H.14.10.18制定 | H.22.10.1廃止 |
| 2-15 | (欠番)弓削商船高等専門学校情報セキュリティ評価専門委員会規則 | H.14.10.18制定 | H.22.10.1廃止 |
| 2-16 | 弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター規則 | H.14.10.18制定 | H.23.12.22 |
| 2-17 | 弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター運営委員会規則 | H.14.10.18制定 | H.21.3.19 |
| 2-18 | 弓削商船高等専門学校図書委員会規則 | H.16.12.27廃止制定 | H.19.7.18 |
| 2-19 | 弓削商船高等専門学校安全衛生委員会規則 | H.16.3.16制定 | H.19.1.18 |
| 2-20 | 弓削商船高等専門学校将来計画委員会規則 | S.58.9.20制定 | H.23.12.22 |
| 2-21 | 弓削商船高等専門学校広報委員会規則 | H.2.3.6制定 | H.23.12.22 |
| 2-22 | 弓削商船高等専門学校校内環境美化委員会規則 | S.60.4.23制定 | H.23.12.22 |
| 2-23 | 弓削商船高等専門学校寮務委員会規則 | S.63.3.28制定 | H.21.2.19 |
| 2-24 | 弓削商船高等専門学校事務情報化推進委員会規則 | H.10.10.30制定 | H.23.12.22 |
| 2-25 | 弓削商船高等専門学校中期計画推進室規則 | H.16.11.18制定 | H.22.7.26 |
| 2-26 | 弓削商船高等専門学校運営諮問会議規則 | H.16.4.21制定 | H.19.1.18 |
| 2-27 | 弓削商船高等専門学校環境マネジメント委員会規則 | H.18.2.16制定 | H.21.11.19 |
| 2-28 | 弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則 | H.16.12.20制定 | H.23.12.22 |
| 2-29 | 弓削商船高等専門学校施設整備等検討委員会規則 | H.17.2.21制定 | H.19.1.18 |
| 2-30 | 弓削商船高等専門学校国際交流委員会規則 | H.17.3.16制定 | H.23.12.22 |
| 2-31 | 弓削商船高等専門学校内部組織規則 | H.16.12.27制定 | H.23.12.22 |
| 2-32 | 弓削商船高等専門学校教員会議規則 | H.16.12.27制定 | H.23.12.22 |
| 2-33 | 弓削商船高等専門学校学生募集対策委員会規則 | H.16.12.27制定 | H.23.12.22 |
| 2-34 | (欠番)弓削商船高等専門学校教育研究組織検討委員会規則 | H.16.12.27制定 | H.23.4.1廃止 |
| 2-35 | (欠番)弓削商船高等専門学校成績評価協議会規則 | H.16.12.27制定 | H.23.4.1廃止 |
| 2-36 | (欠番)弓削商船高等専門学校教育内容検討委員会規則 | H.16.12.27制定 | H.23.4.1廃止 |
| 2-37 | 弓削商船高等専門学校技術支援センター規則 | H.21.9.30廃止制定 | H.23.12.22 |
| 2-38 | 弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則 | H.22.3.18制定 | |
| 2-39 | 弓削商船高等専門学校国際交流推進室規則 | H.22.6.21制定 | |
| 2-40 | 弓削商船高等専門学校FD委員会規則 | H.23.2.17制定 | H.23.12.22 |
| 2-41 | 弓削商船高等専門学校初年次教育支援室規則 | H.23.2.17制定 | H.24.2.16 |
| 2-42 | 弓削商船高等専門学校危機管理規則 | H.23.5.26制定 | |
| 第3章 庶務 | | | |
| 3-1 | 弓削商船高等専門学校事務組織及び事務分掌規則 | H.19.1.18制定 | H.21.9.30 |
| 3-2 | 欠番 | | |
| 3-3 | 弓削商船高等専門学校事務情報化推進室内規 | H.11.8.27制定 | H.19.1.18 |
| 3-4 | 弓削商船高等専門学校文書管理規則 | H.13.3.30制定 | H.21.11.19 |
| 3-5 | 弓削商船高等専門学校文書処理規程 | H.13.3.30制定 | H.21.11.19 |
| 3-6 | 弓削商船高等専門学校公印規則 | H.13.3.30制定 | H.19.1.18 |
| 3-7 | 弓削商船高等専門学校公開講座規則 | S.62.2.27制定 | H.19.1.18 |
| 第4章 人事 | | | |
| 4-1 | 弓削商船高等専門学校名誉教授称号授与規則 | S.50.2.1制定 | H.19.1.18 |
| 4-2 | 弓削商船高等専門学校名誉教授称号授与規則施行細則 | S.50.2.1制定 | H.17.12.14 |
| 4-3 | 弓削商船高等専門学校教員選考規則 | H.14.10.18制定 | H.19.1.18 |
| 4-4 | 弓削商船高等専門学校教員選考細則 | H.14.10.18制定 | H.24.6.20 |
| 4-5 | 弓削商船高等専門学校放射線障害防止管理規則 | H.3.3.6制定 | H.19.1.18 |
| 4-6 | 弓削商船高等専門学校職員の財産形成貯蓄等関係事務取扱要項 | S.63.8.1制定 | H.19.1.18 |
| 4-7 | 弓削商船高等専門学校職員の財産形成貯蓄等関係事務取扱要項細則 | S.63.8.1制定 | H.19.8.14 |
| 4-8 | 弓削商船高等専門学校セクシュアル・ハラスメント防止等規則 | H.11.7.8制定 | H.19.1.18 |
| 4-9 | 弓削商船高等専門学校非常勤講師選考内規 | H.6.6.16制定 | H.23.12.19 |
| 4-10 | 弓削商船高等専門学校職員証等取扱要項 | H.18.9.28制定 | H.23.4.19 |
| 第5章 会計 | | | |
| 5-1 | 弓削商船高等専門学校宿舍貸与規則 | S.49.4.1制定 | H.21.11.19 |
| 5-2 | 弓削商船高等専門学校防火管理規則 | H.17.1.18廃止制定 | H.19.1.18 |

資料 11-1-②-1

| | | | |
|------|---|----------------|-------------|
| 5-3 | (欠番)弓削商船高等専門学校金庫管守規程 | H.17.1.18廃止制定 | H.20.9.1廃止 |
| 5-4 | 弓削商船高等専門学校債権管理事務取扱要領 | S.63.4.1制定 | H.22.4.1 |
| 5-5 | (欠番)弓削商船高等専門学校寄附金事務取扱規程 | H.17.1.18廃止制定 | H.20.9.1廃止 |
| 5-6 | (欠番)弓削商船高等専門学校授業料等徴収事務取扱要領 | H.1.4.1制定 | H.22.4.1廃止 |
| 5-7 | 弓削商船高等専門学校被服貸与規則 | S.55.4.1制定 | H.21.1.1.19 |
| 5-8 | (欠番)弓削商船高等専門学校における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項 | H.3.8.20制定 | H.20.9.1廃止 |
| 5-9 | (欠番)弓削商船高等専門学校における大型設備の調整に係る仕様策定等に関する取扱要項実施細目 | H.3.8.20制定 | H.20.9.1廃止 |
| 5-10 | 弓削商船高等専門学校青雲館使用規則 | H.8.2.27制定 | H.19.1.18 |
| 5-11 | 弓削商船高等専門学校における購入物品の機種選定に関する取扱要項 | S.59.12.20制定 | H.19.1.18 |
| 5-12 | 弓削商船高等専門学校野球場照明設備並び施設開放管理センター使用規程 | S.55.4.1制定 | H.19.1.18 |
| 5-13 | 弓削商船高等専門学校野球場照明設備並び施設開放管理センター使用者心得 | S.55.4.1制定 | H.19.1.18 |
| 5-14 | 弓削商船高等専門学校学術論文誌投稿取扱要項 | S.62.2.25制定 | H.17.1.18 |
| 5-15 | 弓削商船高等専門学校書物及び劇物取扱要領 | H.17.1.18廃止制定 | |
| 5-16 | (欠番)弓削商船高等専門学校出納役等の役職指定に関する規則 | H.9.3.21制定 | H.22.4.1廃止 |
| 5-17 | (欠番)弓削商船高等専門学校出納員の指定に関する要項 | H.16.7.5制定 | H.22.4.1廃止 |
| 5-18 | (欠番)弓削商船高等専門学校会計機関の補助者の指定に関する規程 | H.16.7.5廃止制定 | H.22.4.1廃止 |
| 5-19 | 弓削商船高等専門学校物品管理役等の役職指定に関する規則 | H.16.7.5制定 | H.19.1.18 |
| 5-20 | (欠番)弓削商船高等専門学校旅費規則 | H.20.4.1廃止 | H.20.4.1廃止 |
| 5-21 | (欠番)弓削商船高等専門学校在勤地等旅費支給基準 | H.20.4.1廃止 | H.20.4.1廃止 |
| 5-22 | (欠番)弓削商船高等専門学校在勤地等旅費支給事務の取扱 | H.20.4.1廃止 | H.20.4.1廃止 |
| 5-23 | 弓削商船高等専門学校共同研究実施規則 | H.17.11.28廃止制定 | |
| 5-24 | 弓削商船高等専門学校受託研究実施規則 | H.17.11.28廃止制定 | |
| 5-25 | 弓削商船高等専門学校建設コンサルタント選定委員会要項 | H.17.1.18制定 | H.19.1.18 |
| 5-26 | 弓削商船高等専門学校取引金融機関選考要領 | H.17.1.18制定 | H.19.1.18 |
| 5-27 | 弓削商船高等専門学校公正入札調査委員会要項 | H.17.1.18制定 | H.19.1.18 |
| 5-28 | 弓削商船高等専門学校競争参加資格審査委員会要項 | H.17.1.18制定 | H.19.1.18 |
| 5-29 | (欠番)弓削商船高等専門学校支払日の指定に関する要項 | H.17.1.18制定 | H.20.9.1廃止 |
| 5-30 | 弓削商船高等専門学校発注工事請負契約の保証に関する取扱規則 | H.17.1.18制定 | H.18.4.1 |
| 5-31 | 弓削商船高等専門学校不動産管理規則 | H.17.1.18廃止制定 | H.21.1.1.19 |
| 5-32 | 弓削商船高等専門学校不動産貸付取扱要領 | H.17.1.18廃止制定 | |
| 5-33 | 弓削商船高等専門学校施設管理運営委員会規則 | H.17.1.18制定 | H.21.1.1.19 |
| 5-34 | 弓削商船高等専門学校知的財産権取扱規則 | H.17.1.18廃止制定 | H.19.1.18 |
| 5-35 | 弓削商船高等専門学校会計実地監査規則 | H.17.1.18制定 | |
| 5-36 | 弓削商船高等専門学校教育研究施設の有効活用に関する要項 | H.17.1.18制定 | H.19.1.18 |
| 5-37 | 弓削商船高等専門学校リーダーシミュレーターを利用した受託研修取扱要領 | H.17.12.15制定 | |
| 5-38 | 欠番 (弓削商船高等専門学校預り金事務取扱要項) | H.20.3.17廃止 | H.20.3.17廃止 |
| 5-39 | 弓削商船高等専門学校科学研究費補助金取扱規程 | H.19.5.16制定 | |
| 5-40 | 弓削商船高等専門学校科学研究費補助金間接経費取扱要領 | H.19.5.16制定 | |
| 5-41 | 弓削商船高等専門学校総合評価審査委員会設置規則 | H.19.5.28制定 | H.20.6.30 |
| 5-42 | 弓削商船高等専門学校物品購入等契約公正入札調査委員会要項 | H.19.5.29制定 | |
| 5-43 | 弓削商船高等専門学校留学支援基金取扱規則 | H.19.7.18制定 | |
| 5-44 | 弓削商船高等専門学校における競争的資金の間接経費使用等に関する方針 | H.19.10.18制定 | |
| 5-45 | 弓削商船高等専門学校における施設の効率的利活用に関する規則 | H.20.3.17制定 | |
| 5-46 | 弓削商船高等専門学校の全学的共用スペースの運用に関する内規 | H.20.3.17制定 | |
| 5-47 | 弓削商船高等専門学校旅費支給基準 | H.20.4.1制定 | H.23.2.2 |
| 5-48 | 弓削商船高等専門学校における会計機関の補助者等の指定について | H.22.4.1制定 | |
| 5-49 | 弓削商船高等専門学校会計機関の事務の一部委任について | H.22.4.1制定 | |

(出典：総務課)

平成 22 年度第 11 回運営委員会議事概要

日 時 平成 23 年 2 月 16 日（水）16:20～17:00
場 所 第 2 会議室
出席者 16 名（別紙のとおり）
議 題

審議に先立ち、校長から、報告事項 3「環境報告書（平成 21 年度版）について」の説明を行うため、環境マネジメントWG 座長の高木教員に出席依頼しているとの説明があった。

（審議事項）

1. 規則の制定及び廃止について

(1) 「弓削商船高等専門学校FD委員会規則」の制定について

教務主事から、議題資料 1 に基づき、「弓削商船高等専門学校FD委員会規則」の制定について説明があり、原案どおり了承された。また、規則の制定に伴う既存規則の廃止についても原案どおり了承された。

(2) 「弓削商船高等専門学校初年次教育支援室規則」の制定について

教務主事から、議題資料 2 に基づき、「弓削商船高等専門学校初年次教育支援室規則」の制定について説明があり、原案どおり承認された。

2. 平成 23 年度学事予定について

教務主事から、議題資料 3 に基づき、平成 23 年度学事予定について説明があり、審議の結果、推薦入学試験願書受付を 1 月 11 日（水）までに修正することで承認された。

3. 平成 23 年度一斉休業について

事務部長から、議題資料 4 に基づき、平成 23 年度一斉休業について説明があり、原案どおり承認された。なお、商船学科長より尾道みなと祭は一斉休業中であるが、学事行事の一環であるので協力依頼があった。

4. 兼業について

校長から、議題資料 5 に基づき、電子機械工学科 中山准教授の福山大学での非常勤講師の委嘱について説明があり、原案どおり了承された。

（報告事項）

1. 平成 23 年度校内役職教員等について

校長から、報告資料 1 に基づき、平成 23 年度校内役職教員等について、報告があった。なお、図書館長の任期について現行では 1 年であるが、他の役職者任期に併せ 2 年にすることの提案があり、図書委員会で審議することとなった。

2. 平成 22 年度電子機械工学科・情報工学科卒業生の表彰について

教務主事及び学生主事から、報告資料 2 に基づき、平成 22 年度電子機械工学科・情報工学科卒業生の表彰について、報告があった。

（出典：平成 22 年度第 11 回運営委員会）

○弓削商船高等専門学校事務組織及び事務分掌規則

制 定 平成19年1月18日

最終改正 平成25年3月19日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第5条、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第10条及び弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）学則第11号の規定に基づき、本校の事務組織及び所掌事務について定めることを目的とする。

(事務組織)

第2条 本校に事務部を置く。

第3条 事務部に総務課、学生課、企画広報室を置く。

第4条 事務部に事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受け、事務部の事務を掌理する。

第5条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

第6条 課に課長補佐又は専門員を置くことができる。

2 課長補佐又は、専門員は、課長の職務を補佐し、課の事務を処理する。

第7条 企画広報室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

第8条 総務課、学生課及び企画広報室に係を置く。

2 係にそれぞれ係長を置く。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

4 係に主任を置くことができる。

5 主任は、上司の命を受け、係、課又は室の事務を処理する。

6 係員は、上司の命を受け、係、課又は室の事務を処理する。

(所掌事務)

第9条 総務課に次に掲げる係を置く。

総務係

人事係

財務係

契約係

施設係

2 課長補佐又は専門員は課長を補佐し、総務課関係事務の統括、調整に関する事務をつかさどる。

3 総務係は、次の事務をつかさどる。

(1) 事務部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 機密に関すること。

(3) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 公印の管守に関すること。

(出典：弓削商船高等専門学校規則集 3-1 抜粋)

5. 事務組織の現状と課題

独立行政法人整理合理化計画の中で国立高等専門学校機構の「組織の見直し」【組織体制の整備】において、事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。と閣議決定（平成19年12月24日）されている。

それに先立ち、

高専機構としても、中期計画（年度計画）の中で、各高専が行っている各種業務について、55校が一つの法人にまとまったスケールメリットを生かし、事務の簡素化・効率化を行うため、企画委員会の下に設置した業務改善委員会における検討結果に基づき、各種業務の一元化を計画的に実施された。

事務組織及び業務等の見直しについて検討を行っていた弓削商船高等専門学校事務連絡会の下「事務組織等検討ワーキンググループ」において、庶務課と会計課と一緒に総務課を設置することが検討された。今後、取り組むべき企画及び広報を重要であると考え、企画広報室を設置し、庶務課が行っていた情報、共同研究、図書、広報、中期計画、運営諮問会議、国際交流、公開講座関係などを担当することとした。

その結果、事務部を総務課、学生課及び企画広報室として平成19年4月1日に改組し、2課1室の組織体制と事務組織が再編された。平成20年4月1日には、事務部に技術室が設置され、2課2室となった。さらに平成21年10月1日事務部の技術室が技術支援センターに改組され、2課1室となった。

組織としての課題については、事務組織の業務改善、集約化及び簡素化をして活性化に向けた取り組みを行う必要がある。

企画広報室においては、平成25年度が機関別認証評価自己評価書の受審年度であり、通常業務が相当量増えることが予想され、平成23年度から派遣職員1名を配置して準備等対応していく予定である。

また、広報については、広報主事を中心として行っているが学生課入試の広報として学生募集関係（学校説明会、入試PR、オープンキャンパス、学校見学会、出前授業など）、企画広報室の広報関係（学校要覧、商船だより、図書館だより、ホームページ、公開講座など）、その他（各所掌担当）と別となっていることから、体制の見直しを検討する必要がある。

各課等の所掌事務は次のとおり。

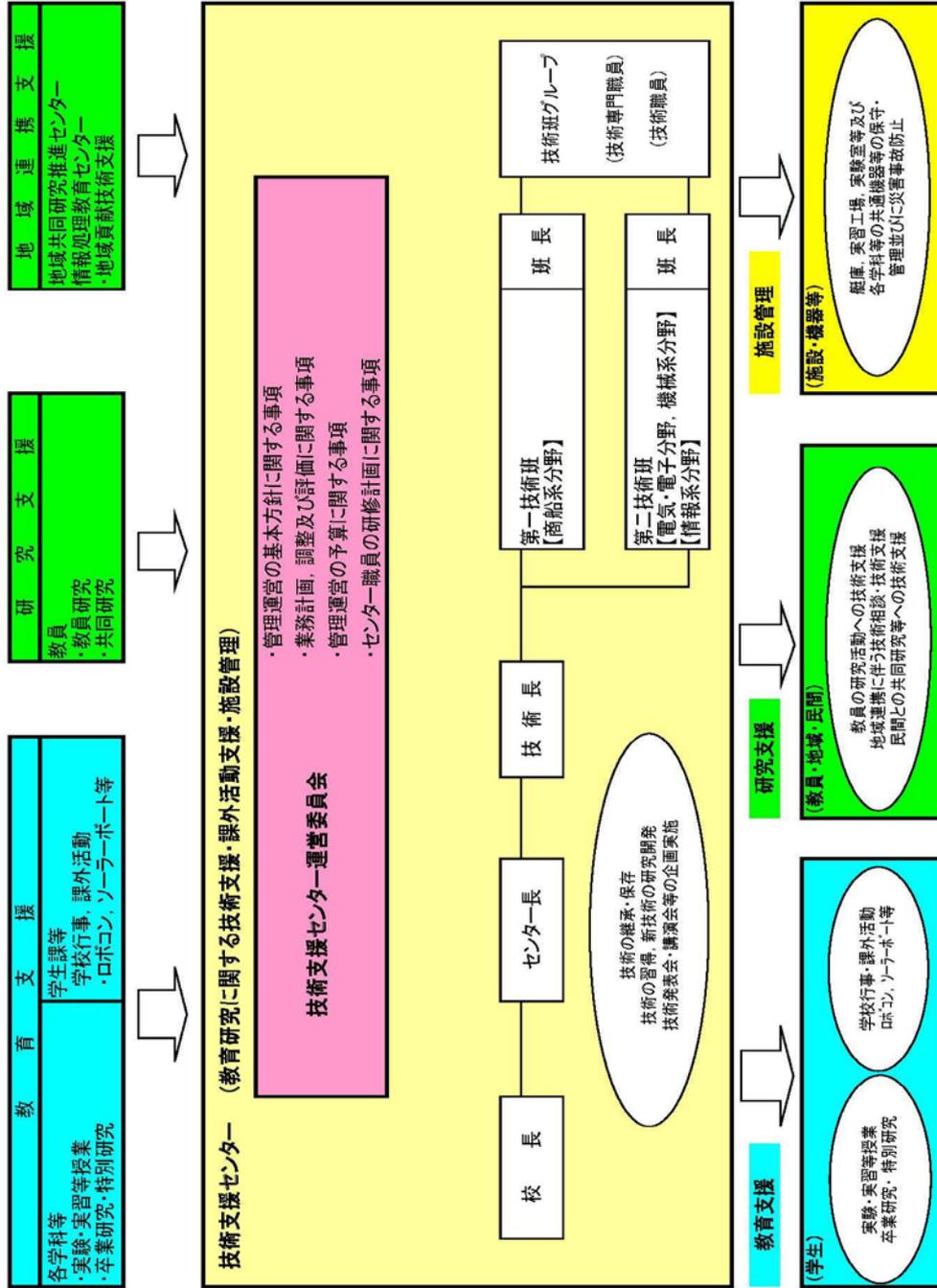
総務課

総務係：事務部の所掌事務に関し総括して連絡調整、機密に関すること、規則等の制定・改廃、公印の監守、諸行事、会議、文書の接受・発送等、労働時間、諸記録の編纂及び保存、出張、校内警備、調査統計報告など。

人事係：定員、教職員の任免・解雇・懲戒及び服務、給与及び諸手当、人事記録、研修、健康管理・福利厚生、勤務評定、共済組合の長期給付、退職手当、災害補償、兼業、労働組合、諸証明、調査統計報告など。

（出典：平成22年度自己点検・評価報告書P. 29）

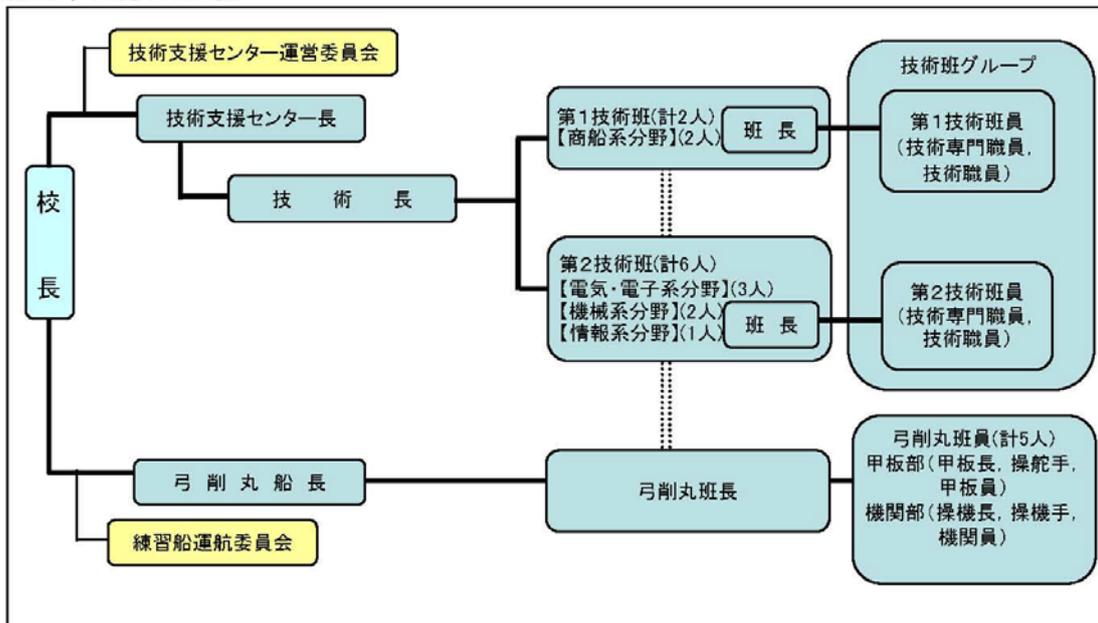
弓削商船高等専門学校技術支援センター運営方法(イメージ図)



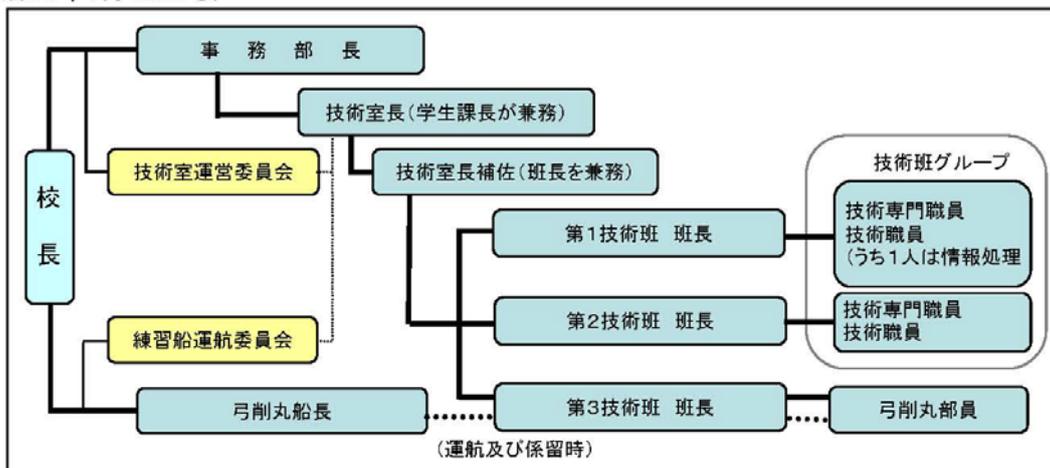
(出典：技術支援センター)

技術職員(施設系を除く)の組織化について

(平成21年10月1日から)



(平成20年4月1日から)



(出典：技術支援センター)

資料 11-1-②-7

| | | | |
|---|-------------------------------------|------|-------------------------|
| 弓削丸船長 | 弓削丸班長 | 弓削丸班 | 財務係長 |
| | | | |
| 平成 23 年 6 月 16 日 練習船弓削丸 船長 永本 和寿 | | | |
| 運航年月日 | 平成 23 年 6 月 11 日 (土) ~ 6 月 15 日 (水) | | |
| 運航名目 | 商船学科第 5 学年航海実習 | 運航類系 | 1 運航日数 4 |
| 航海時間 | 2-04-50 | 航海距離 | 407 燃料消費 6,366 運航代表者 多田 |
| 対象者及び員数 | 乗組員 9 名・教職 4 名・学生 38 名 | | |
| 運 航 ス ケ ジ ュ ー ル | | | |
| 6 / 11 | 0920 | 弓削発 | |
| 6 / 12 | 1305 | 博多港着 | |
| 6 / 14 | 1045 | 博多港発 | |
| 6 / 15 | 1250 | 弓削着 | |
| 運航の内容 (実習・実験・研修・行事等) の概要 | | | |
| <p>N系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海当直法の習熟 ・入出港準備作業及び操船法習得 ・海上交通法規習熟 (来島海峡、関門海峡航路見学) ・ログブックライティング <p>E系</p> | | | |
| 運 航 に 関 す る ま と め | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に取り組んでいる姿勢が非常に良かった。 ・後期からの訓練所実習に向け、精神的に準備が整った感じを受けた。(N系) ・ ・ | | | |
| 備 考 | | | |
| <p>乗組員：永本、松永、豊田、村上英正、中根、青木、大堀、小林、村上英二 教職員：多田、村上 (知)、湯田、中村</p> | | | |

○弓削商船高等専門学校危機管理規則

制定 平成23年5月26日

(目的)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）において発生することが予想される様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び危機事象発生時の基本的な対処方法等に関し、必要な事項を定めることにより、本校の学生、教職員（再雇用教職員、非常勤教職員を含む。以下同じ）及び近隣住民（以下「学生等」という。）の安全並びに本校教育研究活動の確保を図るとともに、本校が社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機管理 次条に定める危機事象の原因と状況を把握、予知又は分析し、その事象によってもたらされる事態を想定することにより、被害や影響を回避又は軽減し、最小限に抑制するための適切な対応を行うことをいう。
- (2) 部局 総合教育科、各学科、専攻科、練習船弓削丸、図書館、各センター及び事務部をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(対象とする事象)

第3条 この規則において対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態
- (2) 学生等の安全に係わる重大な事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 社会的影響の大きな事態
- (5) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (6) 前各号と同等以上の重要な事態

(校長等の責務)

第4条 校長は、本校における危機管理を統括し、その充実に努めなければならない。

- 2 副校長は、校長を補佐し、本校における危機管理の充実に努めなければならない。
- 3 次条に定めるリスク管理員は、他部局と連携を図りつつ、当該部局における危機管理の充実に努めなければならない。

(リスク管理室員以外者の出席)

第10条 リスク管理室長が必要と認めるときは、その都度リスク管理室員以外者を会議に出席させ、当該事項について意見を述べさせることができる。

(通報窓口)

第11条 本校における危機事象の通報窓口は、総務課とする。

(危機事象に関する通報等)

第12条 学生及び教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、直ちに総務課に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた総務課は、直ちに関係部局のリスク管理員に連絡するとともに、他の学内規則等において当該危機事象発生時の通報について定めている場合は、当該学内規則等に従い、直ちに連絡するものとする。

3 総務課及び前項の連絡を受けたリスク管理員は、当該危機の状況を確認の上、直ちにリスク管理室長に連絡するとともに、緊急に必要な措置を講じた場合においては、その旨も報告するものとする。

4 前項の連絡を受けたリスク管理室長は、当該危機事象の対処について他の学内規則等に定めがない場合は、関係部局のリスク管理員と対処方針等を協議するものとする。ただし、第14条第1項に該当する場合を除く。

5 前項の協議により対処方針等を決定したときは、次条により危機対策本部を設置する場合を除き、リスク管理室が対処に当たるものとする。

(対策本部の設置)

第13条 校長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、当該危機事象に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 事務部長
- (4) 関係部局のリスク管理員
- (5) 各課長及び企画広報室長
- (6) その他校長が必要と認めたる者

3 対策本部に本部長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

4 本部長は、対策本部の業務を総括する。

5 対策本部に本部長を補佐するため副本部長を置き、第2項第2号の者のうちから校長が指名する者をもって充てる。

6 対策本部の事務は、総務課が主管し、関係課・室から事務部長の指名する者が参画する。

7 本部長は、危機事象への対処により、対策本部の役割を完了したと判断したときは、

4 校長、副校長及びリスク管理員は、法令及び本校の学内規則に従い、学生等が本校に起因する危機により被害等を被ることがないように、常に配慮しなければならない。

5 校長、副校長及びリスク管理員は、危機管理に当たり、学生等に対し必要な情報提供に努めなければならない。

6 教職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。
(リスク管理員)

第5条 各部局における危機管理の責任者としてリスク管理員を置く。

2 リスク管理員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部局長
- (2) その他校長が必要と認めたる者
- 3 前項第2号のリスク管理員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、リスク管理員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(リスク管理室の設置)

第6条 本校に、危機管理を総合的かつ計画的に推進するため、リスク管理室を置く。
(リスク管理室の業務)

第7条 リスク管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機事象への対処に関すること。
- (2) 危機管理に関する情報の収集分析及び周知に関すること。
- (3) 危機管理マニュアル等の策定並びに周知に関すること。
- (4) 危機管理に関する教育、研修、訓練等に係る企画、立案及び実施に関すること。
- (5) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- (6) 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備並びに周知に関すること。
- (7) 危機管理に関し、機構本部リスク管理対策本部と相互連携を図ること。
(リスク管理室の組織)

第8条 リスク管理室は、次に各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 事務部長
- (4) 各課長及び企画広報室長
- (5) その他校長が必要と認めたる者
- 2 前項第5号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(リスク管理室長)

第9条 リスク管理室に室長を置き、前条第1項第1号に掲げる室員をもって充てる。

- 2 室長は、リスク管理室の業務を掌理する。
- 3 室長に事故あるとき、室長が指名した室員が、その職務を代行する。

対策本部を解散するものとする。

(対策本部の権限)

第14条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

- 2 学生及び教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、危機事象の処理に際し、緊急を要する場合には、本校の学内規則等により必要とされる手続きの省略又は当該手続きを対策本部が行うことができる。対策本部は、当該手続きを省略した場合においては、危機事象の対処の終了後に、必要な報告をしなければならない。
(機構本部リスク管理本部等との連携)

第15条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(部局における危機への対処等)

第16条 リスク管理員は、当該部局のみに係る危機事象であって当該部局限りで対処することが適切と判断する危機事象については、その内容、対処方針、対処状況等をリスク管理室長に報告し、了解を得るものとする。

2 リスク管理員は、当該部局のみに係る危機事象であっても、本校として対処すべきものと判断する場合は、校長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(校長が不在の時の措置)

第17条 校長が出張等により不在の場合は、校長が指名する副校長が、この規定に基づき、危機管理に対処するものとする。

(事務)

第18条 危機管理に関する事務は、総務課が行う。

(秘密保持の義務)

第19条 本校の危機管理又は危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される第5条第2項第3号の管理員の任期及び第8条第1項第4号の室員の任期は、第5条第3項及び第8条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(出典：弓削商船高等専門学校規則集

2-42 抜粋)

弓削商船高等専門学校危機管理マニュアル

第1章 総則

1. 目的

この危機管理マニュアルは、弓削商船高等専門学校危機管理規則に基づき、本校の学生、教職員及び近隣住民に被害が及ぶおそれがある様々な危機事象を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とする。

2. 定義

このマニュアルにおける用語の定義は、このマニュアルで定めるものを除き、弓削商船高等専門学校危機管理規則の定めるところによる。

第2章 危機管理とは

1. 危機管理の基本

本校において発生する様々な危機事象の未然防止と、実際の危機事象発生時に、校長、副校長、リスク管理員及び当該担当者が迅速かつ的確に対処することにより、危機事象に係る学生・教職員の安全を確保し、さらに本校が被るダメージを最小限にとどめることとする。

2. 行動の基本

- (1) 本校は、危機管理に限らず、いかなる場合でも法律・規則を遵守し、社会的良識と常識に基づいた行動を行う。
- (2) 本校の教職員は、常に危機事象に敏感に察知し、危機事象の発生を未然に防止するよう努める。
- (3) 危機事象が発生した場合は、全教職員が迅速に行動し、本校が受けるダメージを最小限にとどめる活動を迅速かつ的確に行うものとする。
- (4) 危機事象に際しては、時間の経過が重要であり、初期の段階で何よりも迅速で的確な対応を最優先させる。
- (5) 危機管理は常に最悪の事態を想定した対策を立案し準備すること。
- (6) 悪い情報こそ重要情報であることを認識する。悪い情報を入れないことは、危機事象発生時の状況判断を誤らせ、事態をより悪化させ、ひいては、本校に重大なダメージを与えることとなる。

第3章 危機管理体制

1. 危機事象の通報

- (1) 本校における危機事象の発生を予知したとき及び危機事象が発生した場合の第一報は、総務課長（総務課総務係）へ連絡を入れ、連絡を受けた総務課長（総務課総務係）は当該部局等のリスク管理員に連絡し指示を仰ぐ。
- (2) 勤務時間外や休日であっても、本校にダメージを与えると想定する事態・情報は、連絡を行う。
- (3) 電話連絡以外にも、FAX、Eメール等で危機事象内容を文章化して報告する。
- (4) 真近の上位者に連絡がつかない場合は、迅速性を優先して、その上の上位者に連

上、策定する。

- (3) 個別マニュアルは、個別の危機事象に関連する法令等の改訂、危機事象終息時の分析・評価で不足・不備が判明した場合には、原則として見直しを行う。

3. マニュアル外の危機事象への対応

- (1) 本マニュアル、学内規則等及び個別マニュアルによって対処出来ない危機事象が発生した場合は、リスク管理室又は危機対策本部において対応策を検討する。
- (2) リスク管理室は、危機事象終息後の分析・評価によって、関係する部局のリスク管理員と個別マニュアルの策定について協議を行う。

絡する。なお、連絡がつかなかった者については、事後報告を必ず行う。

2. 危機事象の評価

リスク管理室に集められた「危機情報」に基づき、リスク管理室長は、室員及び関係部局のリスク管理員と協議し危機事象の評価（以下「リスクランク評価」という。）を行い、危機対策本部の設置について検討する。

ーリスクランク

- A 本校の教育研究活動等に与える影響が大きい。（所轄官庁、警察等の捜査、処分及び訴訟等が起こり得る可能性が大きい、マスコミによる取材・報道の可能性が高い）
- B Aランクに比べると本校の教育研究活動等に与える影響度は軽微であるが、対処の仕方によってはAランクと同等になる可能性がある。
- C 本校の教育研究活動等に与える影響はあるが、通常の業務範囲内での対策で対応できるもの。

3. 危機対策本部の設置

「リスクランク評価」で、リスクランクA及びBに該当すると判断された場合には、校長は、危機事象の対処のため速やかに「危機対策本部」を設置し、危機事象への対応を行う。

なお、リスクランクCの場合は、通常の業務内で対応するが、担当部局は、部局対策本部を設置し対応するとともに、できる限り綿密にリスク管理室との連絡・調整・報告を行う。

第4章 危機事象への対応

1. 想定されるリスク

| 項目 | 想定されるリスク内容 |
|------|---|
| 教育研究 | 入試リスク 出題ミス、問題漏洩、試験実施・採点ミス 教務リスク 履修指導、成績管理、実習中の事故、保護者対応 学生リスク 学生の事件、事故 学寮リスク 過剰指導、食中毒 研究リスク 業績の詐称、論文の盗用、研究成果の捏造 その他 (その他教育研究活動面で発生するリスク) |
| 管理運営 | セクハラ、アカハラ 相談 情報リスク 不正投入・利用、個人情報漏洩、データ改ざん、サービス妨害 労務リスク 服務違反、労使紛争、教員指導 安全衛生リスク 労災事故、伝染病、毒物・放射線取扱 財務リスク 不正経理 広報リスク 記者会見での虚偽・不適切発言 災害リスク 風水害、震災、火災、高波 その他 船舶欠航（その他管理運営面で発生するリスク） |

2. 個別マニュアルの整備

- (1) リスク管理室は、本マニュアル及び学内規則等で定める事項のほかに、本校で発生する様々な危機事象に対応するため必要に応じて個別のマニュアルを策定する。
- (2) 個別マニュアルは、リスク管理室と関係する部局のリスク管理員と協議・調整の

(出典：弓削商船高等専門学校危機管理マニュアル)

資料 11-1-②-10

平成 23 年度上島町防災教育セミナー

上島町消防本部

平成 23 年度上島町防災教育セミナー

1. 目的 近い将来予想される南海地震に備え、防災教育セミナーを通じて、防災意識の啓発を行うことを目的とする。
2. 日時 平成 23 年 10 月 20 日 (木) 14 時 20 分～16 時 20 分
開催場所 弓削商船高等専門学校
3. 対象者 弓削商船高等専門学校 1 年生及び教員
4. 指導員 消防職員、防災士
5. 実施内容
 - 東日本大震災における消防緊急援助隊での活動および南海地震発生時の対応について (発表)
 - 濃煙体験
 - 消火器取扱訓練
 - 救助法・搬送要領訓練
 - 応急手当訓練

平成 23 年度上島町防災教育セミナー次第

- | | | |
|---|-------------------|-----------------|
| 1. 開会挨拶 | 消防長 | 14 : 20～14 : 25 |
| 2. 東日本大震災における消防緊急援助隊での活動 および南海地震発生時の対応について | 上島町消防本部 小林俊則消防司令補 | 14 : 25～15 : 15 |
| | 休 憩 | 15 : 15～15 : 20 |
| 3. 防災体験 | | |
| ①濃煙体験 | | |
| ②消火器取り扱い訓練 | | |
| ③救助法・搬送法 | | |
| ④応急手当訓練 | | |
| | | 15 : 20～16 : 10 |
| 4. 学校長挨拶 | | 16 : 10～16 : 15 |
| 5. 閉会挨拶 | 消防署長 | |

(出典：総務課)

観点 11-2-①： 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

(観点に係る状況)

本校では、自己点検評価委員会において、教育研究、組織及び管理運営並びに施設・設備の状況について、毎年、適切な評価項目を決めて、自己点検・評価を行い、報告書を作成している(資料 11-2-①-1～3)。自己点検・評価報告書は、ウェブサイトに掲載し、高専機構本部、関係大学・高専、近隣の教育委員会等へ送付し公表している(資料 11-2-①-4, 5)。

また、中期計画については、高専機構の中期計画の変更に対応させて年度ごとに計画を策定し、実施状況を取り纏め、外部有識者によって組織されている運営諮問会議での報告及びウェブサイト掲載により公表している(資料: 11-2-①-6)。第 1 期中期計画 5 年分については、中期計画推進室が中心になって自己評価を行い、実施報告書を作成した(資料 11-2-①-7)。同報告書は、学内外へ発送するとともに、運営諮問会議で諮問事項として報告し、諮問委員による議論と提言を受けた(資料 11-2-①-8)。

高等専門学校機関別認証評価については、1 回目の審査を平成 18 年度に受審し、自己評価書及び評価結果を本校ウェブサイトにより公表している(資料 11-2-①-9)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、自己点検評価委員会において、評価項目を策定し、不断に自己点検・評価を実施してきている。自己点検・評価報告書は、ウェブサイトへの掲載の他、関係機関等へ送付し公表している。

また、中期計画については、年度計画を策定し、毎年、実施状況を取り纏め、運営諮問会議での報告及びウェブサイト掲載により公表している。中期計画 5 年分については、自己評価を含む実施報告書を作成し、公表するとともに、運営諮問会議で議論と提言を受けた。

高等専門学校機関別認証評価は、平成 18 年度に第 1 回を受審し、自己評価書及び評価結果をウェブサイトに掲載し公表している。

以上のことから、自己点検・評価が本校として策定した基準及び項目に基づいて、学校の活動の総合的な状況に対して行われ、その結果が適切に公表されている。

○弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会規則

制 定 平成4年5月14日

最終改正 平成23年12月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、本校の教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成することを目的とする。

- (1) 自己点検評価の実施方法等に関する事項
- (2) 自己点検評価の項目の設定に関する事項
- (3) 自己点検評価の結果の活用に関する事項
- (4) その他自己点検評価の実施に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各主事
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 図書館長
- (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
- (6) 各学科及び総合教育科から選出された教員各1名
- (7) 事務部長
- (8) 技術支援センター長

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(出典：弓削商船高等専門学校規則集2-2抜粋)

平成 24 年度 第 1 回自己点検評価委員会議事要旨

日 時 平成 24 年 9 月 11 日 (火) 16:25～16:50
場 所 第 2 会議室
出席者 15 名 (別紙委員名簿のとおり) 陪席者 企画広報室長、企画係長
議 題

(審議事項)

1. 平成 23 年度自己点検・評価の項目について

校長から、本校の自己点検・評価は、「本校の現状と課題」と称して学校全体の点検・評価を行っており、以降はポイントを絞った項目で実施している。今回については、来年度受審する認証評価に関連した項目も取り入れたいと考えている旨の説明があった。

続いて教務主事から、議題資料 1-1 に基づき、点検・評価項目について次のような説明があった。

- 今年度は特別な項目として「高専間連携」について取り上げた。
- 「管理運営」については、認証評価の基準 11 の項目でもあることから、整備しておきたい。

点検・評価項目について審議した結果、原案どおり了承された。

(出典:平成 24 年度第 1 回自己点検評価委員会)

自己点検評価項目一覧

| | |
|----------------|---|
| 平成 21 年度 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第6回運営諮問会議の報告 2. 平成21年度中期計画 3. 国際交流活動 4. 学生指導関係 5. 学生寮関係 6. 広報活動関係 7. 地域共同研究推進センター 8. 情報処理教育センター 9. 技術支援センター 10. 施設・設備 |
| 平成 22 年度 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第7回運営諮問会議(平成22年度)の報告 2. 教育方針 3. 学科等の教育目標及び現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合教育科(教養教育) (2) 商船学科 (3) 電子機械工学科 (4) 情報工学科 4. 専攻科の教育目標及び現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 海上輸送システム工学専攻 (2) 生産システム工学専攻 5. 事務組織の現状と課題 6. 施設・設備 |
| 平成 23 年度 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第8回運営諮問会議(平成23年度)の報告 2. 平成23年度中期計画と実施状況 3. 高専間連携について <ol style="list-style-type: none"> (1) 四国地区高専連携・交流事業 (2) 瀬戸内3商船高専連携プロジェクト (3) 国際交流の連携 (4) 全国5商船高専連携プロジェクト (5) 高専間連携広報活動 (6) 瀬戸内3商船高専入試連携 (7) 四国地区高専地域イノベーションセンター (8) 四国地区高専学生相談室連絡協議会 (9) 高専間人事交流 (10) 高専間連携の今後の課題 4. 管理運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 外部有識者等の意見反映及び第三者評価受審 (2) PDCAシステム及び規則整備 (3) リスク管理 (4) 外部の教育資源の活用 (5) 管理運営の今後の課題 5. 施設・設備 |

(出典：企画広報室)

The screenshot shows the website interface for Yuge National College of Maritime Technology. The main content area is titled '自己点検・評価報告書' (Self-inspection and Evaluation Report). It lists reports for the years 2018, 2019, 2020, and 2021, each with a PDF download link. The page also includes a navigation menu on the left and a sidebar with a 'SmartSection' header.

(出典：本校ウェブサイト)

自己点検・自己評価書送付先一覧

| | |
|--------------------|----------------|
| 国立高等専門学校機構本部 | 総務課 御中 |
| 東京海洋大学 | 総務課 御中 |
| 神戸大学海事科学部 | 総務課 御中 |
| 長岡技術科学大学 | 総務部総務課 御中 |
| 豊橋技術科学大学 | 総務部総務課 御中 |
| 愛媛大学 | 経営企画部総務課 御中 |
| 広島大学 | 総務部総務課 御中 |
| 新居浜工業高等専門学校 御中 | |
| 香川高等専門学校高松キャンパス 御中 | |
| 香川高等専門学校詫間キャンパス 御中 | |
| 阿南工業高等専門学校 御中 | |
| 高知工業高等専門学校 御中 | |
| 広島商船高等専門学校 御中 | |
| 大島商船高等専門学校 御中 | |
| 鳥羽商船高等専門学校 御中 | |
| 富山高等専門学校射水キャンパス 御中 | |
| 上島町長 | 上村 俊之 様 |
| 今治市立大西中学校長 | 渡邊 志朗 様 |
| 神戸大学名誉教授 | 杉田 英昭 様 |
| (財)えひめ産業振興財団 | 専務理事 村上 哲義 様 |
| 因島商工会議所会頭 | 村上 祐司 様 |
| 愛媛県立医療技術大学教授 | 岡田 真理子 様 |
| 上島町教育委員会 御中 | |
| 今治市教育委員会 御中 | |
| 尾道市教育委員会 | 因島・瀬戸田地域教育課 御中 |
| 尾道市教育委員会 御中 | |
| 弓削商船高専後援会長 | 山下 勝廣 様 |
| 弓削商船高専同窓会長 | 柏木 実 様 |
| (財)えひめ産業振興財団 御中 | |
| 愛媛県小中学校長会 御中 | |

(出典：企画広報室)

第 1 期中期計画 実施報告書

平成 21 年 6 月
弓削商船高等専門学校

第 2 部 自己評価の集計と分析

担当委員会または担当者からの自己評価を集計した結果を以下に示す。既に述べたように、担当委員会または担当者からの自己評価は、学校運営に関する P D C A の推進、並びに第 2 期中期計画の展開にも大いに影響を及ぼすと考えられ、全教職員の中期計画への認識を一層深めるために実施した。

(全体評価)

| | |
|----------------|---------|
| A : 非常に良く達成できた | ・・・ 25% |
| B : 達成できた | ・・・ 61% |
| C : 達成できなかった | ・・・ 12% |
| D : 全く達成できなかった | ・・・ 2% |

提出された自己評価の一部(10項目程度)には、明確な判定基準を示さなかったため個人差が認められた。そこで、中期計画推進室会議において、管理している実施データ等から総合的に判断することで評価の見直しを行った。全体を通して、「非常に良く達成できた」「達成できた」と評価した項目は約 85%であり、「達成できなかった」「全く達成できなかった」と評価した項目は約 15%であった。このうち、「非常に良く達成できた」の評価は全体の四分の一に達し、教職員は計画の実現に向けて真摯に対応したと感じているといえる。

(分野別評価)

I 国立高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標

| | |
|----------------|---------|
| A : 非常に良く達成できた | ・・・ 27% |
| B : 達成できた | ・・・ 59% |
| C : 達成できなかった | ・・・ 13% |
| D : 全く達成できなかった | ・・・ 1% |

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

| | |
|----------------|---------|
| A : 非常に良く達成できた | ・・・ 19% |
| B : 達成できた | ・・・ 67% |
| C : 達成できなかった | ・・・ 10% |
| D : 全く達成できなかった | ・・・ 4% |

III 財務内容の改善に関する目標

| | |
|----------------|--------|
| A : 非常に良く達成できた | ・・・ 0% |
|----------------|--------|

| | |
|----------------|---------|
| B : 達成できた | ・・・ 89% |
| C : 達成できなかった | ・・・ 11% |
| D : 全く達成できなかった | ・・・ 0% |

IV 社会への説明責任に関する目標

| | |
|----------------|---------|
| A : 非常に良く達成できた | ・・・ 67% |
| B : 達成できた | ・・・ 0% |
| C : 達成できなかった | ・・・ 33% |
| D : 全く達成できなかった | ・・・ 1% |

V その他業務運営に関する重要目標

| | |
|----------------|---------|
| A : 非常に良く達成できた | ・・・ 33% |
| B : 達成できた | ・・・ 67% |
| C : 達成できなかった | ・・・ 0% |
| D : 全く達成できなかった | ・・・ 0% |

分野別の評価については、社会への説明責任に関するものを除けば、「非常に良く達成できた」「達成できた」とする評価が 85%を上回った。社会への説明責任に関する目標で評価が低かった理由は、評価する項目が少なかったことが影響していると判断した。

(出典：第 1 期中期計画実施報告書表紙，P. 49～51)

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>・ 中学生の時期では、まだ進路は明確でない場合が多く、早い時期に商船系・工業系に進む興味付けが大事である。小学生に船舶や工業系の魅力を伝える出前授業等を実施していただきたい。</p> <p>・ 学生募集において様々な取り組みで努力されているが、その中で労力の照準をどこに当てたら最大の効果が上がるかを検討し、取り組んでいただきたい。</p> <p>・ 最近の若者や保護者の考え方を捉えることは大事であり、船舶に乗船したら陸の孤島のようなイメージを払拭するためにも、常に友達と連絡が取れる等の通信の行き届いた船舶などのモデルシップが必要である。</p> <p>・ 学校にとって、学生募集活動は教育・研究と同様に重要なことであることを認識してほしい。</p> <p>(2) 学内施設の効率的な運営方法</p> <p>・ 資格に関する図書の出借が上位を占めているが、図書購入経費も必要であり、卒業生が使用した資格試験問題集等を後輩のために寄附させるのも一つの方法である。</p> <p>3. 第6回運営諮問会議諮問事項</p> <p>第6回運営諮問会議において、諮問された事項は以下のとおりである。</p> <p>1 第1期中期計画のまとめについて</p> <p>○現状</p> <p>平成16年度に独立行政法人国立高等専</p> | <p>門学校機構（以下高専機構）が設置され、全国の国立高専を統括する組織となり、文部科学省から5年間の中期目標・計画の作成が指示された。これに対応して各高専においても中期計画を作成し、計画の推進に当たった。</p> <p>高専機構は、中期計画の完成年度に文部科学省独立行政法人評価委員会より総合評価を受けることになっている。一方、各高専においては、中期計画の点検及び評価について各校で総括することになっている。</p> <p>本校は、平成14年度に独立行政法人化対策委員会・同ワーキンググループを立ち上げ、平成15年度の運営委員会第1期中期計画が承認された。その後、高専機構の中期計画が遅れて提示されたため、整合性を確認しながら一部修正を加えて始動した。具体的には、平成16年度に設置された中期計画推進室が統括し、学内委員会及び担当者が関連項目を実施する体制とした。</p> <p>以上のような経緯を経て、平成16年度から平成20年度の5年間に渡る第1期中期計画実施について、内容を点検し、対応委員会及び担当者から提出された評価を中期計画推進室で精査し、「第1期中期計画実施報告書」を作成した。</p> <p>点検内容は、各担当部署での5年間の実績を蓄積してまとめたものである。評価は、A：非常によく達成できた B：達成できた C：達成できなかった D：全く達成できなかった の4段階で実施し、中期計画推進室会議で項目ごとに適切な評価となるようにチェック機能を果たした。</p> <p>評価結果は、A及びBが約85%であり、C及びDが15%であった。</p> | <p>4. 審議内容</p> <p>(第6回運営諮問会議諮問事項について)</p> <p>1 第1期中期計画のまとめについて</p> <p>・ 教務主事から、上島町の組織改革に伴う情報の周知方法等について教えてほしいとの要望があり、委員から、上島町は、各支所を独立組織から縦割りの組織に再編し、部長制度を導入した。部長に責任を持たせ、周知徹底しない部署は危機感もないことになり、形から入っても無理なので、現実を実施することとして職員の評価制度を変える仕組みを導入していきたいとの報告があった。</p> <p>・ 情報周知が徹底しないということは、教職員の危機感が足りないのではないか。例えば、来賓の出席している式典等で態度のよくない学生がいる場合に、その時は教員も学生も自分よくても、後に続く者たちがいるということをぜひ意識していただきたい。</p> <p>・ 一人が複数の役割を兼ねているが、それぞれの業務を行う際に軽重が生じ、PDCAサイクルをこなしていくのが難しくなるのではないか。人は命令の背景にある状況の理解、納得で動くという状況の法則があり、上から高圧的に出るのではなく、複数の役割業務それぞれの背景を納得して一つ一つ押さえていくように地道に周知していくのが大事であるとの意見があった。これに対し、教務主事から、高専の組織では人数も限られ、役職業務もやむを得ない状況であり、また、職員室は</p> | <p>り提言いたします。</p> <p>第1期中期計画のまとめについて</p> <p>中期計画のように学校全体で取り組む必要がある事業に対して、実施項目を定めてワーキンググループや推進室を設置、具体的な役割分担を決めて事項の周を図ることを提案します。</p> |
| <p>格を取らせている。国家試験受験の1回目のみを全額支援し、合格すれば手当も支給しているとの参考意見があり、技術支援センター長から、本校においても資格取得を支援し、取得した場合は賞与や昇給に反映させることを考えており、広範囲に資格を取得してから技術長になってもらいたいとの報告があった。</p> <p>・ 技術職員を確保するには、年齢が若く、できれば社会経験のある者を採用し、資格がなければ資格取得に支援することが大切である。また、技術職員は学生への技術指導を行う等、準教員的役割で頑張ってもらいたい。</p> | <p>2 技術支援センターについて</p> <p>商船高専の技術支援センターにおいては、船舶等に関する特殊な技術が必要であり、技術職員がそれに対応した資格を取得し、技術支援を行うことは極めて大事です。</p> <p>技術職員の採用の際には、年齢が若く、できれば社会経験のあることなどを考慮し、採用時の専門技術だけでなく広範な技術の習得のための研修会実施・参加及び資格取得に対して学校として支援することを提案します。</p> | <p>5. 提言</p> <p>第5回会議の提言に対しては、これからも教育研究活動の改善に努力し、さらに発展されることを期待しています。</p> <p>なお、今回の諮問事項に対しては以下の</p> |  |

(出典：第6回運営諮問会議報告書P. 8, 10, 12)

資料 11-2-①-9



国立弓削
高等

HOME
ニュース
お問い合わせ
リンク集

弓削商船高等専門学校 -- Yuge National College of Maritime Technology --

メインメニュー

- ホーム
- ニュース
- 校長あいさつ
- 本校の教育方針・教育目標
- 学校案内
- クラブ活動
- 環境への取り組み
- 環境美化への取り組み
- 入試情報
- シラバス
- 学事予定表
- 情報公開
- FAQ
- ダウンロード
- リンク集
- 本校へのアクセス
- ご意見・お問い合わせ
- 工事・調達情報
- 個人情報情報の取扱

訪問者別メニュー

- 受験生の皆さんへ
- 企業の皆様へ
- 地域の皆様へ
- 学生の皆様へ
- 卒業生の皆様へ

学科紹介

- 総合教育科
- 商船学科
- 電子機械工学科
- 情報工学科
- 専攻科

学内WWWサーバ

- 情報処理教育センター
- 白砂寮
- 地域共同研究推進センター
- 技術振興会
- 同窓会
- 図書館
- @E-learning
- @WebMail

SmartSection > 外部評価・認証評価 > 機関別認証評価

機関別認証評価

投稿者: Webmaster 掲載日: 2007-3-28 (3743 回閲覧)

0 コメント

この記事の添付ファイル

| ファイル名 | 掲載日 | ヒット |
|------------------------------------|-----------|-----|
| 自己評価書 高等専門学校の現況及び特徴、目的 | 2007-3-28 | 605 |
| 自己評価書 基準1 高等専門学校の目的 | 2007-3-28 | 577 |
| 自己評価書 基準2 教育組織 | 2007-3-28 | 542 |
| 自己評価書 基準3 教員及び教育支援者 | 2007-3-28 | 571 |
| 自己評価書 基準4 学生の受け入れ | 2007-3-28 | 614 |
| 自己評価書 基準5 教育内容及び方法 | | |
| 自己評価書 基準6 教育の成果 | | |
| 自己評価書 基準7 学生支援等 | | |
| 自己評価書 基準8 施設・設備 | | |
| 自己評価書 基準9 教育の質の向上及び改善のための | | |
| 自己評価書 基準10 財務 | | |
| 自己評価書 基準11 管理運営 | | |
| 自己評価書 選択的評価事項に係る目的 | | |
| 自己評価書 研究活動の状況 | | |
| 自己評価書 正規課程の学生以外に対する教育サービス | | |
| 機関別認証評価の評価結果 高等専門学校機関別認証評価結果報告書 | | |

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

平成18年6月

弓削商船高等専門学校

(出典：本校ウェブサイト、高等専門学校機関別認証評価 自己評価報告書表紙)

観点 11-2-②： 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

(観点に係る状況)

本校の管理運営及び教育活動の状況について審議し、学校運営の一層の発展に資することを目的に、外部有識者による運営諮問会議を平成 16 年に設置し、毎年、運営諮問会議を実施している(資料 11-2-②-1, 2)。

平成 16 年度の運営諮問会議においては、本校の総合的な現状と課題について取り纏めた自己点検・評価報告書に基づいて諮問し提言を受けた。平成 21 年度には、第 1 期中期計画に関して自己評価を行った実施報告書について諮問し、提言及び助言を受けた。平成 24 年度は、平成 23 年度の自己点検・評価結果に沿って、「高専間の連携について」と「学校の管理運営について」を諮問し、参考となる具体的な事例や意見などによって検証が行われている(資料 11-2-②-3~5)。

運営諮問会議の内容については、報告書を作成し、ウェブサイトで公表している(資料 11-2-②-6)。

(分析結果とその根拠理由)

外部有識者による審議組織として、運営諮問会議を設置している。毎年、運営諮問会議において本校の自己点検・評価報告書を配布し、必要と思われる事項について同報告書に沿った内容を諮問し、提言及び助言を受けている。

以上のことから、本校では、自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されている。

○弓削商船高等専門学校運営諮問会議規則

制 定 平成16年4月21日

最終改正 平成19年1月18日

(設置)

第1条 弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）に弓削商船高等専門学校運営諮問会議（以下「会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 会議は校長の諮問に応じ、本校の管理運営及び教育研究活動の状況について審議し、学校運営の一層の発展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は精深な学識を有すると認められる学外の委員をもって組織する。

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、校長が指名する。

2 委員長は、会議を主宰する。

(会議)

第5条 会議は、年1回以上開催する。

(資料)

第6条 会議に必要な資料は、弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会が準備する。

(結果の報告)

第7条 会議は、審議の結果を校長へ報告しなければならない。

(公表等)

第8条 校長は、前条の報告を受けたときは、学内外へ公表するとともに、本校の目的及び社会的使命の達成を図るものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画広報室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(出典：弓削商船高等専門学校規則集 2-26 抜粋)

運営諮問会議諮問事項一覧

| 回 | 日 時 | 諮問事項 |
|-----|-------------------------------|--|
| 第5回 | 平成21年3月5日(木) 14:00~17:00 | (1)入試業務に関すること ①学生募集について ②試験問題の作成ミスの防止について ③重要書類の安全な保管方法について (2)学内施設の効率的な運営方法 ①保健室 ②図書館 |
| 第6回 | 平成22年3月15日(月) 14:00~16:30 | (1)第1期中期計画のまとめについて (2)技術支援センターについて |
| 第7回 | 平成22年12月22日(水) 14:00~16:20 | (1)国際交流活動について |
| 第8回 | 平成23年12月19日(月) 14:00~16:00 | (1)多様化する学生への支援について ①学習支援について ②キャリア支援について ③寮生活の支援について |
| 第9回 | 平成24年12月5日(水) 14:00~16:00 | (1)高専間の連携について (2)学校の管理運営について |

(出典:企画広報室)

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 第8回運営諮問会議（平成23年度）の報告 | 1 |
| 1-1 第7回運営諮問会議（平成22年度）の提言と本校の対応 | 1 |
| (1) 第7回運営諮問会議（平成22年度）の提言 | 1 |
| (2) 提言に対する本校の対応 | 1 |
| 1-2 第8回運営諮問会議（平成23年度）諮問事項と提言 | 7 |
| (1) 第8回運営諮問会議（平成23年度）諮問事項 | 7 |
| (2) 審議内容 | 13 |
| (3) 提言 | 17 |
| 2. 平成23年度中期計画と実施状況 | 18 |
| 3. 高専間連携について | 19 |
| (1) 四国地区高専連携・交流事業 | 19 |
| (2) 瀬戸内3商船高専連携プロジェクト | 19 |
| (3) 国際交流の連携 | 20 |
| (4) 商船系5高専連携プロジェクト | 20 |
| (5) 高専間連携広報活動 | 21 |
| (6) 瀬戸内3商船高専入試連携 | 22 |
| (7) 四国地区高専地域イノベーションセンター | 22 |
| (8) 四国地区高専学生相談室連絡協議会 | 23 |
| (9) 高専間人事交流 | 23 |
| (10) 高専間連携の今後の課題 | 23 |
| 4. 管理運営について | 24 |
| (1) 外部有識者等の意見反映及び第三者評価受審 | 24 |
| (2) PDCAシステム及び規則整備 | 24 |
| (3) リスク管理 | 25 |
| (4) 外部の教育資源の活用 | 25 |
| (5) 管理運営の今後の課題 | 26 |
| 5. 施設・設備 | 26 |
| (1) 愛媛県が施行する一般県道弓削島循環線道路改築事業（県道 拡幅工事）に伴う移転等補償費及び運営費交付金 | 26 |
| (2) 運営費交付金 | 26 |
| 資料編 | 29 |

(出典：平成23年度自己点検・評価報告書目次)

資料 11-2-②-4

平成 24 年度
第 9 回
弓削商船高等専門学校
運営諮問会議
(本 冊)

期 日 平成 24 年 12 月 5 日 (木)
場 所 第 1 会議室

2. 運営諮問会議委員名簿

| | 氏 名 | 現 職 | 分 野 |
|-----|----------------------|-----------------------|------------|
| 委員長 | すぎた ひであき 杉 田 英 昭 | 国立大学法人神戸大学名誉教授 | 高等教育機関代表 |
| 委 員 | うえむら としゆき 上 村 俊 之 | 上島町長 | 地域社会代表 |
| 委 員 | わたなべ しろう 渡 邊 志 朗 | 今治市立大西中学校長 | 愛媛県小中学校長代表 |
| 委 員 | かしわぎ みのる 柏 木 実 | 弓削商船高専同窓会長 | 同窓会及び海運界代表 |
| 委 員 | むらかみ てつよし 村 上 哲 義 | 財団法人 えひめ産業振興財団専務理事 | 産業界(工業)代表 |
| 委 員 | おかだ まりこ 岡 田 眞理子 | 愛媛県立医療技術大学 教授 | 高等教育機関代表 |
| 委 員 | むらかみ ゆうじ 村 上 祐 司 | 因島商工会議所会頭 | 産業界(商業)代表 |

(任 期) 平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

(出典：第 9 回運営諮問会議資料 表紙と委員名簿)

7. 諮問事項

(1) 高専間の連携について

○現状

平成16年度に独立行政法人国立高等専門学校機構（以下高専機構）が設置され、全国の国立高専を統括する組織となり、近年、スケールメリットを生かして多様な高専間連携が展開・強化されるようになった。単独校では困難であった事業や事項について、予算・施設・人材の面から新たな取り組みを実施できるようになり、本校も四国地区高専との連携を始め、全国商船系高専や地域の枠を超えた高専との連携を推進している。

四国地区高専の連携として、平成16年度から本校が中心になって「四国地区高専との連携・交流事業に伴う特別講義」を継続実施している。この事業は、本校を会場とした四国地区高専学生参加型集中講義形式で、年度ごとにテーマを決めて、四国地区各高専から関連分野の教員に講師を務めて頂き、練習船弓削丸を活用したユニークな事業となっている（資料20）。平成24年度の実施要項は、資料21の通り日程は4日間に渡り、本校の宿泊所での共同生活をしながら協力してレポート作成を行うなど学校や学科の枠を超えた学習の機会にもなっている（資料22）。

全国の高専において、地域との連携を図るためセンターが設置されている。四国地高専間では各校のセンターが連携して四国地区高専地域イノベーションセンターを組織し、文部科学省連携コーディネーターを配置して、機能強化を図っている（資料23）。具体的な活動として、四国地区5高専連携技術シーズ発表会の開催や教員シーズ集の発行などの成果を上げている（資料24、25）。

平成24年度から四国地区高専学生相談室連絡協議会を立ち上げ、学生相談にかかわる教職員・看護師を含めた研修の場を設け、意見交換や情報の共有により多種多様な事例への対応に役立てることとしている（資料26）。

商船高専間の連携として、平成18～20年度に大学改革推進等補助金（現代GP）現

（出典：第9回運営諮問会議資料 本冊P. 9）

SmartSection > 外部評価・認証評価

外部評価・認証評価の 카테고리 一覧
外部評価・認証評価 に登録されているカテゴリのリストです。

カテゴリ

- 外部評価・認証評価

外部評価・認証評価の記事リスト
このカテゴリに登録された記事のリストです。

| タイトル | 掲載日 | ヒット |
|---------|-----------|------|
| 運営諮問会議 | 2007-3-28 | 2086 |
| 機関別認証評価 | 2007-3-28 | 3338 |

RSS

メインメニュー

- HOME
- ニュース
- お問い合わせ
- リンク集
- 情報公開
- FAQ
- ダウンロード
- リンク集
- 本校へのアクセス
- ご意見・お問い合わせ
- 工事・調達情報
- 個人情報の取扱

SmartSection > 外部評価・認証評価 > 運営諮問会議

運営諮問会議

投稿者: Webmaster 掲載日: 2007-3-28 (2086 回閲覧)

0 コメント

この記事の添付ファイル

| ファイル名 | 掲載日 | ヒット |
|------------------------------|------------|-----|
| 第8回運営諮問会議報告書 第8回運営諮問会議報告書 | 2012-3-15 | 25 |
| 第7回運営諮問会議報告書 第7回運営諮問会議報告書 | 2011-11-21 | 32 |
| 第6回運営諮問会議報告書 第6回運営諮問会議報告書 | 2011-1-26 | 141 |
| 第5回運営諮問会議報告書 第5回運営諮問会議報告書 | 2009-12-21 | 254 |
| 第4回運営諮問会議報告書 第4回運営諮問会議報告書 | 2008-12-11 | 295 |
| 第3回運営諮問会議報告書 第3回運営諮問会議報告書 | 2007-3-28 | 534 |
| 第2回運営諮問会議報告書 第2回運営諮問会議報告書 | 2007-3-28 | 394 |
| 第1回運営諮問会議報告書 第1回運営諮問会議報告書 | 2007-3-28 | 464 |

訪問者別メニュー

- 受験生の皆さんへ
- 企業の皆様へ
- 地域の皆様へ
- 学生の皆様へ
- 卒業生の皆様へ

(出典：本校ウェブサイト)

観点 11-2-③： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

(観点に係る状況)

自己点検・評価や外部評価の評価結果をそれぞれ報告書にまとめ、全教職員に配布及びウェブサイト掲載により周知している。また、中期計画については、中期計画推進室を中心に、年度計画を策定し、実施を推進し、年度計画の実施状況の一覧表を作成し、ウェブサイトに掲載して周知し、次年度の年度計画に反映する等のフィードバックを行っている(資料 11-2-③-1)。

評価結果についての対応は、自己点検評価委員会において審議し、必要な事項は運営委員会に報告し、各学科、各種委員会及び各センター等において担当し実施するなどして、学校の目的の達成のため改善に結び付けられるシステムを構築している(資料 11-2-③-2)。

管理運営上の改善に結び付いた取組の具体例としては、組織の改善例として、平成 21 年度の国際交流活動に関する自己点検を受けて、新たに国際交流推進室を設置した(資料 11-2-③-3, 4)。また、平成 22 年度自己点検・評価報告書の中の各学科等の自己分析(現状と課題)を受けて、志願者確保のため新たに学外検査場として、平成 24 年度から岡山会場を新設し、津山高専及び広島商船高専と連携して最寄地受検制度を実施することにした(資料 11-2-③-5)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、自己点検・評価や外部評価の評価結果は、自己点検評価委員会及び運営委員会において学校の対応について検討し、学科や各種委員会において改善に取り組んでいる。評価結果は、中期計画の年度計画にも反映され、中期計画推進室を通じて改善策への取組の推進とその結果をフィードバックできるシステムを構築している。

具体的な例として、国際交流推進室の設置や学力入試の学外検査場の新設など、管理運営上の改善に結び付く取組を行っている。

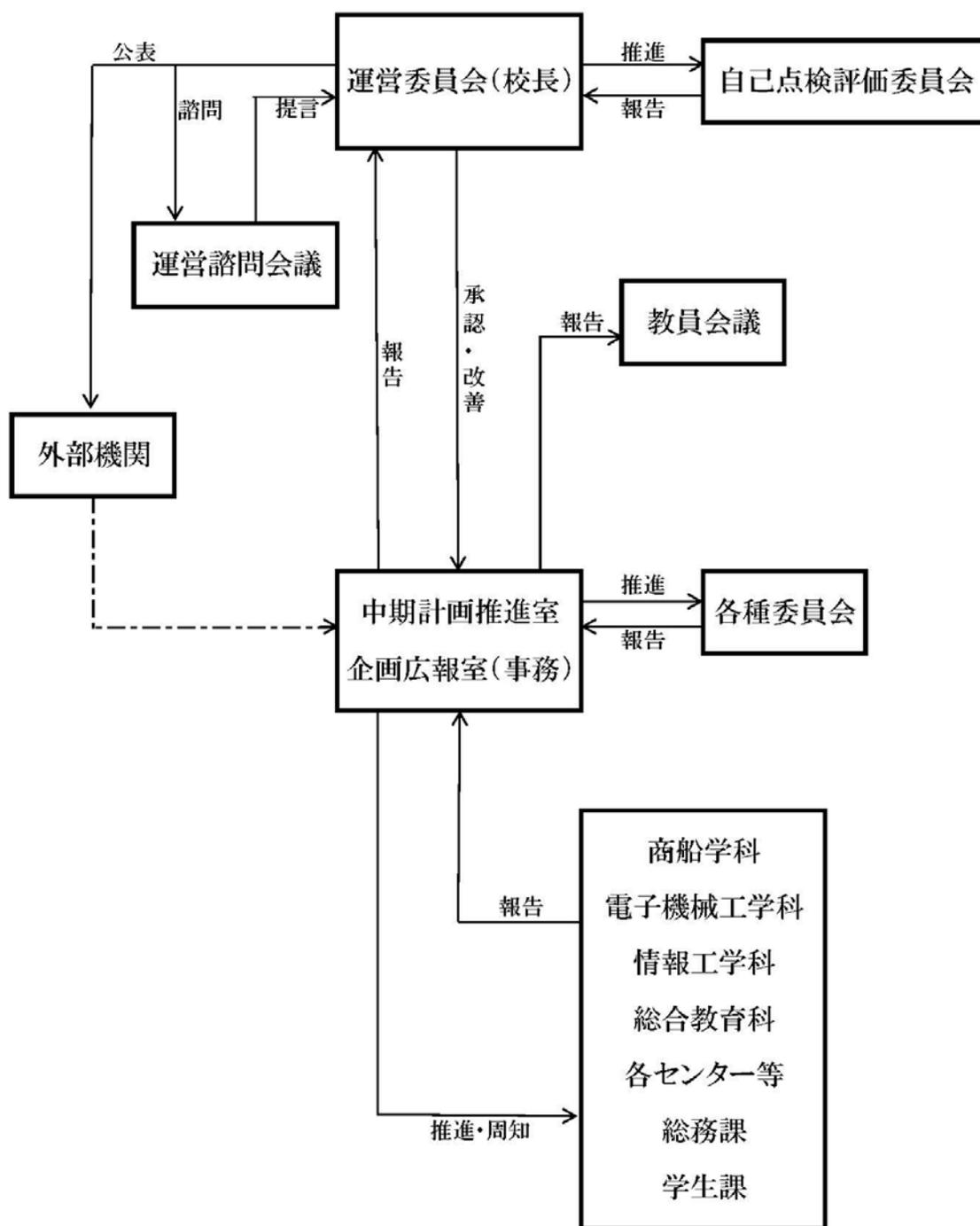
以上のことから、評価結果がフィードバックされ、本校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的に有効な運営が図られている。

資料 11-2-③-1

| 平成24年度 年度計画(素案) (高専機構) | 平成24年度年度計画の 具体的な課題・取組等 (高専機構) | 平成24年度弓削商船高専年度計画 (23年度年度計画を修正) | |
|--|--|--|---|
| | <p>○機構ホームページ(入試情報コンテンツ)の利便性を高めることにより、一層の充実を図る。</p> | <p>③ 中学生及びその保護者を対象としたパンフレットの作成と活用を促進する。 出前授業一覧を作成する。</p> | |
| | | | |
| <p>よう、入試方法の導入する。 検制度」を充実</p> | <p>③ 中学生及びその保護者を対象としたパンフレットについて、各学校高専での利用状況調査等を行い、その結果を踏まえた広報資料を作成する。 また、全国の中学生や保護者をはじめ、広く一般が閲覧できるWebコンテンツ及びDVDを制作する。</p> | <p>○中学生及び保護者を対象とした広報誌「高専」を作成・配布する。 ○リーフレット「高専」を作成・配布する。 ○中学生及び保護者を対象とした広報誌(平成24年度版)作成のための利用状況調査を実施する。 ○広報誌の在り方も含め、各種広報戦略について広報委員会にて検討する。 ○全国の中学生や保護者をはじめ、広く一般が閲覧できるWebコンテンツ及びDVDを制作する。</p> | |
| | <p>④ 高専教育にふさわしい人材を選抜できるよう、入試方法の改善方策について検討し、最寄り受験制度や受験機会複数化等について、実施可能なものから随時導入する。</p> | <p>○「最寄り地受験制度」及び「複数校受験制度」の実施地域の拡大等について検討する。</p> | <p>④ 高専教育にふさわしい人材を選抜できる改善方策を検討し、実施可能なものから随時導入する。 また、「最寄り地受験制度」及び「複数校受験」</p> |
| <p>学力水準の維持のための取り組みを る調査を行い、入学志願者が減少し 者の確保方策について検討し、改善す</p> | <p>⑤ 各学校高専・学科における学力水準の維持のための取組を調査し、その事例を各学校高専に周知する。 また、入学志願者に係る調査結果の分析を踏まえ、とりわけ入学志願者が減少している学校高専・学科においては入学志願者の確保方策について検討し、改善を行う。</p> | <p>○「入学者の学力把握状況調査」、「入学志願者確保対策取組調査」を実施し、調査結果をKOALAIに掲載する。 ○「入学志願状況調査」を実施し、入学志願状況を入学試験運営委員会にて報告し、KOALAIに掲載する。</p> | <p>⑤ 学校・学科における行う。 また、入学志願者に係る場合は入学志願する。</p> |
| <p>り高度化再編を学内の検討を含めつ 時代の進展に対応した体系的な教育</p> | <p>(2)教育課程の編成等 ① 再編した宮城・富山・香川・熊本地区の4高専における教</p> | <p>④高専について、事務部長会議を実施する等高度化再編を</p> | <p>(2)教育課程の編成等 ① 瀬戸内の商船高専につ着実に進める。また、課程に改正する。</p> |

(出典：企画広報室)

中期計画 PDCA



(出典：企画広報室)

3. 国際交流活動

(1) 国際交流提携の背景と実現

高専機構の「留学生交流・国際化の基本方針」（平成 21 年 8 月）に関する中間報告に今後、高専での国際化を進めるために下記の事項について具体的に取り組む旨記載されている。

- (ア) 海外の教育機関等との教育・学術交流を推進
- (イ) 海外インターンシップ制度の拡充の推進
- (ウ) 留学生受入・派遣の拡大
- (エ) 外国人留学生の受け入れ拠点校の形成

また、本校においては、「日本および世界の文化や社会に関心をもち、国際的視野でものがみられ、しかも人間として、技術者として高い倫理観をもった人材の育成」が教育方針として掲げられている。高専機構の国際化の推進と本校の教育方針を実現するため、この度、タイ王国の Nakhon Phanom 大学と国際交流協定を締結するに至った。

(2) Nakhon Phanom 大学との教育・学術交流締結の詳細（資料 1 8）

平成 22 年 3 月 8 日、ナコンパノム大学の Suwit Laohasiriwong 学長と Wanchai Srikeaw 副学長が来校し、本校教職員約 40 名の出席のもと調印式が挙行された。調印式では、両校の学長（校長）から「今後、両校の教職員や学生の相互訪問を通して教育、学術交流を行い、共に新しい歴史を構築してゆきたい」旨のスピーチがあった。また、3 月 9 日には、「国際交流実務者会議」を開催し、今後の具体的な交流について意見交換を行った。本会議では、当初は、小グループでの学生、教員相互訪問、研究紹介などの小シンポジウムを開催し、徐々に発展させて行く方向で意見が一致した。会議における意見の概要を下記に示す。

① 学生の教育

- (ア) 専攻科学生のインターンシップを利用した交換留学
- (イ) 両校学生の共同プロジェクト（1 週間程度、共同でものづくり体験）
- (ウ) 異文化に触れることで“生きる力”の大切さを自覚できる機会とするため技術分野に限らず農業体験等を含めた文化交流

② 教員の学術交流

- (ア) メコン川地域開発共同プロジェクト（タイ、ラオス、カンボジア）への講師派遣
- (イ) 教職員の相互授業参観、学校の運営、管理システムに関する情報交換

③ その他

交流を推進するためには予算が必要であるが、交流実績を積みつつ各種財団への申請を行う。

（出典：平成 21 年度自己点検・評価報告書 P. 14, 15）

資料 11-2-③-4

平成 22 年度第 3 回運営委員会議事概要

日 時 平成 22 年 6 月 17 日 (木) 16:15～17:15
場 所 第 2 会議室
出席者 16 名 (別紙のとおり)
議 題

(審議事項)

(中略)

2. 国際交流推進室の設置について

教務主事から、議題資料 2 に基づき、国際交流推進室設置のための規則制定と一部改正について説明を行い、原案どおり承認された。

(出典：平成 22 年度第 3 回運営委員会)

資料 11-2-③-5

平成 24 年度第 1 回入学試験委員会議事概要

日 時 平成 24 年 6 月 7 日 (木) 16:30～17:22
場 所 第 1 会議室
出席者 別紙のとおり
議 題

(審議事項)

(中略)

(4) 岡山会場の新設について

副委員長から、岡山会場について、本校、津山工業高等専門学校及び広島商船高等専門学校の 3 校で最寄地受検として実施したい。また、会場は、岡山大学一般教育棟としたい旨の説明があった。

委員長から、審議願いたい旨発言があり、審議した結果、平成 25 年度から岡山会場 (岡山大学) の新設が了承された。

(出典：平成 24 年度第 1 回入学試験委員会)

観点 11-3-①： 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

本校では、管理運営面に関する意思決定プロセスにおいて、外部有識者の意見の反映システムとして、運営諮問会議での提言に対応する態勢をとっている(資料 11-2-②-1, 2, 資料 11-2-③-2)。運営諮問会議での提言は運営委員会で報告されたのち、自己点検評価委員会において本校の対応方法が検討され、各学科や各種委員会及び各センター等において実行され、次年度の運営諮問会議で報告している。

実例を挙げると、第5回運営諮問会議で受けた学校PRに関する提言に対応して、広報主事・主事補を設置した(資料 11-3-①-1, 2)。また、第8回運営諮問会議での寮生活の支援についての提言を受けて、学寮新棟建築WGを設置した(資料 11-3-①-3~5)。

(分析結果とその根拠理由)

運営諮問会議において受けた提言は、運営委員会において報告され、全教職員へも周知されている。提言に対する学校の対応について、自己点検評価委員会において検討され、各学科や各種委員会及び各センターにおいて実行される態勢をとっており、具体的に管理運営について適切に活用されている。

以上のことから、本校では、外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されるシステムを有し、実際に改善に役立っている。

3. 第5回運営諮問会議諮問事項

平成21年3月5日(木)開催の第5回運営諮問会議において、諮問された事項は以下のとおりである。

(1) 入試業務に関すること

① 学生募集について

○ 現状

志願者の確保は、本校の最重要課題として、オープンカレッジ(夏季休暇中の2日間)、中学校への個別訪問(280校)、学校説明会の開催(10月)、中学校主催学校説明会への参加(23校)、弓削丸によるPR(体験航海)など、全教職員が様々な活動を展開して鋭意努力している。本年度の学生募集活動の特徴は、特に工業系学科の志願者数増加を視野に入れて、近隣からは工業系学科、遠方からは商船学科の志願者数増加に向けてPR地域を住み分けし、各学科が責任をもってPR活動に臨んだことにある。

○ 今後の課題

平成21年度の入試状況は、様々な要因で期待した成果が現れなかった。PR地域を住み分けしたこと、及び教員が学校訪問した際、自分の所属学科以外の学科についての説明が十分でなかったことが一要因と思われる。

○ 諮問事項

反省点を踏まえ、平成20年度から実施したPR地域の住み分け方策の是非、及び全教員が3学科のPRを的確に行うための具体的な対策について、ご教示願いたい。

5. 提言

第4回会議の提言に対しては、これからも教育研究活動の改善に努力し、さらに発展されることを期待している。

なお、今回の諮問事項に対しては以下のとおり提言する。

(1) 入試業務に関すること

学校PRは、同窓会、技術振興会、後援会、PTAの組織を活かして、学生募集に励んでいただきたい。

学校PRに行く際は、ある程度質問予想のようなものを作り、準備をし、全学科の説明がきちんとできるようにすることを提案します。

卒業生の就職状況や、こういう優れた環境のところで勉強ができること等を上手くPRすることを提案します。

パンフレットでここを強調するということも何度か言ってきたり、1つの高校から3回ぐらい来たりと、PR活動を行っている学校もあるので、商船高専は、特化しているだけに、より一層アピールすることを提案します。

4. 審議内容

【第5回運営諮問会議諮問事項について】

(1) 入試業務に関すること

① 学生募集について

・高校回りとか、各地区を回っているのを、最低2、3人で回り、商船学科の先生と、非商船の先生とが、ペアになる。できれば、先生方と一緒に学生も行く。

・この学校を出ると、どんな資格が取れるとか、どういう貢献を社会にしているか、専攻科を修了すると4年制大学卒業と一緒に資格であるとか、これだけの施設があるということ、大いにアピールしたらよいのではないかと。

・同窓会、後援会が何ができるのか、学校側で検討して、「こういうことをしてください」と言ってほしい。同窓会、技術振興会、後援会、PTAの組織を生かして、より一層学生募集に励んでいただきたい。

・しまなみは工業系を採っていききたいと話したが、この今治近辺でいえば、新居浜高専、今治工業があり、工業系をその辺りで選択する場合、地域性とか、いろいろアピール等はあると思うが、実際こういうことが他の工業系とは違うということをしかりとアピールすることが必要だと思う。

・私立高校では、パンフレットで強調するところを再三再四言ってくる。小規模の学校にも、1つの高校から3回ぐらい来た。私立や商船高専というのは、特化しているだけに、特色を出しているところは、十分あるのではないかと。

・学校PRに行ったところでは、全学科がきちんと説明ができるようにしなければいけないのではないかと。また、行く場合、質問予想を作り、準備をしてから、卒業生の就職の状況、優れた環境のところ勉強ができる等、上手くPRして、学生をきちんと集めるということが大事ではないかと思う。

・10倍も超すような求人がある立派な学校ですよということをPRする。

・ホームページをみたが、具体的に進路先が出ていない学科があった。

・入試倍率は、最低2倍のラインは守ってもらいたい。入学定員は、絶対に確保しないとイケない。

・理科教室などを通して、地道に地元の子供とその保護者に直接接していく必要もある。(委員より文書にて回答)

・法人なので、授業料免除、返還の必要ない奨学

(出典：第5回運営諮問会議報告書P. 2, 4, 5)

第 11 回運営委員会議事概要

日 時 平成 21 年 2 月 18 日 (水) 16:40~17:50

場 所 第 2 会議室 (管理棟 2 階)

議 題

(中略)

(報告事項)**1. 平成 21 年度校内役職教員について**

- ・校長から、報告資料 1 に基づき、「平成 21 年度校内役職教員」について、次のとおり報告があった。
- ・本来は、規則の改正後に役職教員を割り当てるのであるが、規則の改正が後追いになることをご了解いただきたい。なお、次回の運営委員会に関連する規則の改正については、全て提出したいと思っているので、併せてご了解いただきたい。
- ・大きな変更内容は、広報主事を設けて 4 主事体制で行う。
- ・広報主事の業務は、学生募集対策委員会及び広報委員会を担当していただく。
- ・学生募集というところを皆さんに認識していただくことや更に各中学校を訪問する場合に大きな責任を持って訪問しているということのために広報主事を設けたい。

(出典：平成 20 年度第 11 回運営委員会)

資料 11-3-①-3

6. 第 8 回運営諮問会議の提言に対する本校の対応

(2) 提言に対する本校の対応

ウ 寮生活の支援について

提言にある「挨拶を始めとする基本的な生活習慣の涵養を図ること」の重要性を改めて認識し、さらに綿密な寮生指導にあたることとした。新入寮生に対しては寮内オリエンテーションに新たに上級生との交流の場を設けたほか、低学年棟の掃除作業においては上級生による監督方式を取り入れるなどして、寮生の資質のさらなる向上を目指した(資料 17)。一方、生活面のアメニティーについては、本年 7 月 1 日より居室全室のエアコン稼働を開始することにより、より一層の向上を図った。また留学生に対しては調理室設備の老朽化に対応するため、予算確保が出来しだい順次更新にとりかかることとしている。

寮生数の増加に対しては 8 月に「学寮新棟建設ワーキンググループ」を発足させ、男子居室の不足に対応するための方策の検討と、新棟完成に至るまでの過渡的期間における生活面のアメニティーの確保などについて検討を開始した。(資料 18)

また寮生数の増加は教員の業務負担の増加が危惧されることから、業務の負担軽減の一環として、本年 7 月より教員の土曜日の日直業務を廃止し、代替えとして事務補佐員に日直業務を依頼することとした。(資料 19)

(出典：第 9 回運営諮問会議資料 本冊 P. 8)

資料 11-3-①-4

平成 24 年度 第 6 回運営委員会議事概要

| | |
|-----|------------------------------------|
| 日 時 | 平成 24 年 9 月 25 日 (火) 16:18 ~ 16:45 |
| 場 所 | 第 2 会議室 |
| 出席者 | 17 名 (別紙のとおり) |
| 議 題 | |

(中 略)

(報告事項)

1. 学寮新棟建設 WG について

濱中教務主事から、報告資料 1 に基づき、平成 25 年度当初に予想されている 15 人分程度の学寮の部屋不足にいかに対応するか、また、今後の新棟建設のための予算獲得に向けて進めていくため、学寮新棟建設 WG を設置した旨の報告があった。

(出典：平成 24 年度第 6 回運営委員会)

資料 11-3-①-5

2012 年 8 月

学寮新棟建設WG委員名簿

| | | |
|-----|-----------|-------|
| 委員長 | 寮務主事 | 児玉 敬一 |
| 委員 | 商船学科教授 | 村上 知弘 |
| 委員 | 情報工学科教授 | 田房 友典 |
| 委員 | 課長補佐・総務係長 | 加藤 明浩 |
| 委員 | 寮務係長 | 宇崎 博文 |
| 委員 | 施設係・主任 | 弘田 克彦 |
| 委員 | 施設係・主任 | 谷口 秀男 |

(出典：総務課)

観点 11-3-②： 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

(観点に係る状況)

企業技術者活用プログラムを利用して、船舶管理技術者育成プログラムや情報処理システムの活用事例紹介プログラム等を実施している(資料 11-3-②-1)

協働教育の理念を実践する活動として、平成 24 年度から商船学科を有する 5 高専連携による 5 年間計画の大型プロジェクトとして、文部科学省の大学間連携共同教育推進事業に「海事分野における高専・産業界連携による人材育成システムの開発」が採択され、実施している。このプロジェクトでは、5 校と海事関連団体である(社)日本船主協会、(社)全日本船舶職員協会、全日本海員組合、国際船員労務協会が一つのチームとなり、「柔軟で高度な海事技術者」を協働して育成する新たな海事教育システムを開発することを目的としている(資料 11-3-②-2)。

他の高等教育機関との連携による外部教育資源の活用として、本校が中心になって「四国地区高専との連携・交流事業に伴う特別講義」を実施している(資料 11-3-②-3)。毎夏、本校の練習船「弓削丸」を活用し、環境問題やエネルギー技術について、各高専から派遣された教員による講義を各高専の希望学生が受講している。また、国際交流協定を締結しているタイ王国ナコンパノム大学との国際交流を通じて、卒業研究の共同プロジェクト等を実施している(資料 11-3-②-4)。

地域の外部教育資源の活用として、愛媛銀行と連携協力協定を締結し、教育研究の充実及び人材育成を図るため、ひめぎん情報センター研究員による出前授業等を実施している(資料 11-3-②-5, 6)。

教職員の資質向上を図るため四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)からの講師派遣によるFD講演会を実施し、ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップへ積極的に参加している(資料 11-3-②-7, 8)。

(分析結果とその根拠理由)

企業技術者活用プログラムの活用、大学間連携共同教育推進事業の実施、他の高等教育機関との連携による外部教育資源の活用、愛媛銀行との連携協力協定に基づく出前授業の実施、四国地区大学教職員能力開発ネットワークを活用したFD活動を行うなど、本校では、学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的かつ多様に活用している。

資料 11-3-②-1

平成23年度 企業技術者活用プログラム実施状況

【商船学科】

| 企業名 | 氏名 | 対象学生 | 実施日 | 実施内容 |
|-------------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------|
| 元 弓削商船高専 | 地本 直弘 | 商船学科4年生航海コース | 11/8～11/10 | 練習船実習指導 |
| 日本クルーズ客船(株) | 小江 誠志 | 商船学科4年生機関コース | 11/15～11/17 | 練習船実習指導 |
| 元 太平洋海運(株) | 山下 勝廣 | 商船学科2年生 | 1/24～1/25 1/31～2/1 | 練習船実習指導 |
| 元 内海造船(株) | 木下 嘉訓 | 商船学科4年生機関コース 商船学科2年生 | 10/6, 10/21 10/6～2/10 | 実験実習指導 工学実験指導 |
| Ark外語学園 | マシュー ウィンフィールド ターニア チャンター | 商船学科3年生以上 | 3/6, 3/7 | 英語キャンプ講義 |

【電子機械工学科】

| | | | | |
|----------------|--------------------------|------------|-------|-----------------|
| ゆうこうマリン(株) | ハムリン セルウィン フェントン イエイツ | 電子機械工学科4年生 | 12/16 | 企業技術者による技術者倫理講演 |
| (株)光電製作所 | 森口 和弘 | 電子機械工学科4年生 | 1/12 | 企業技術者による技術者倫理講演 |
| (株)グローバル | 松田 繁樹 井上 正人 | 電子機械工学科4年生 | 1/16 | 企業技術者による技術者倫理講演 |
| (一社)首都圏産業活性化協会 | 岡崎 英人 | 電子機械工学科4年生 | 1/26 | 企業技術者による技術者倫理講演 |
| (独)宇宙航空研究開発機構 | 高田 仁志 | 電子機械工学科4年生 | 2/6 | 企業技術者による技術者倫理講演 |
| (株)ジェイアイティ | 藤村 貴雄 矢野 若子 | 電子機械工学科4年生 | 2/9 | 企業技術者による技術者倫理講演 |

【情報工学科】

| | | | | |
|-------------------|-------|------------|--------------|-----------------------|
| (株)アスコ | 西村 芳夫 | 生産システム工学専攻 | 11/25, 12/16 | 情報処理システムの開発及び活用事例紹介講義 |
| (株)Re:Kayo-System | 寺園 聖文 | 情報工学科2～4年生 | 2/9 | 情報処理システムの開発及び活用事例紹介講義 |
| (株)Re:Kayo-System | 寺園 聖文 | 情報工学科3年生 | 3/15, 3/16 | 情報処理システムの開発及び活用事例紹介講義 |

(出典：学生課)

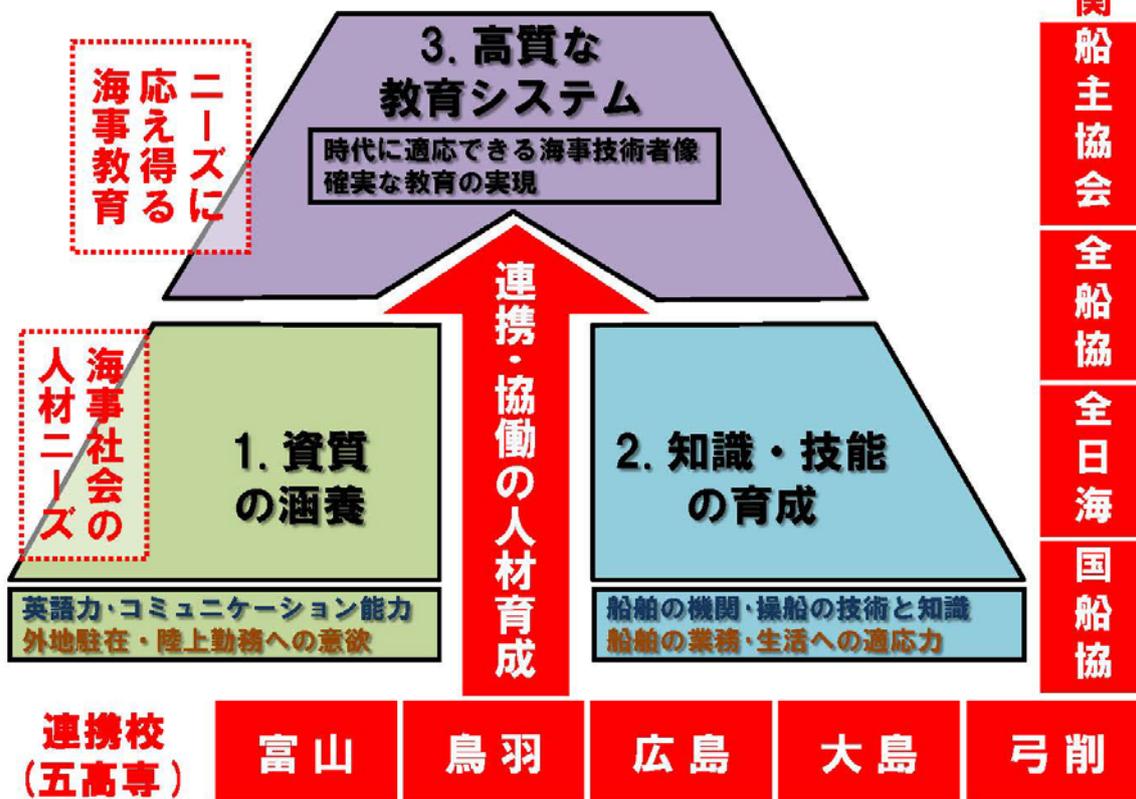
海事分野における高専・産業界連携による 人材育成システムの開発

- 時代に適応できる柔軟で高度な海事技術者を目指して -

柔軟で高度な海事技術者

- ・グローバル人材（高い英語力）教育
- ・ICTに対応した高質な教材による教育
- ・教育効果の高い新しい航海実習
- ・新しき時代に活躍できる海事技術教育

連携機関
船主協会
全船協
全日海
国船協



基礎となる
連携実績

高専改革推進事業：海事技術者への学び方
(H23年-H24年) 学びの道筋と定着する学び

現代GP事業：海事技術者へのキャリア教育
(H18年-H20年) 強い職業意識と高い職業能力を目指して

(出典：学生課)

資料 11-3-②-3

四国地区高専との連携・交流事業に伴う「特別講義」実施要領

- 1 目的 四国地区高専間の連携・交流を推進するため、本校練習船を活用し、科学技術・共同生活及びエネルギーシステムについて特別講義を行い、広い視野を持った技術者の養成又、即戦力を備えた技術者の育成を目的とする。
- 2 期 日 平成24年8月21日（火）～8月24日（金）
- 3 日 程 別紙「日程表」のとおり
- 4 場 所 弓削商船高等専門学校 練習船「弓削丸」ほか
- 5 テーマ エネルギーシステムについて
- 6 単 位 1単位（30時間）
- 7 単位認定 単位認定は提出されたレポートで成績評価を行い、他の科目との単位互換等は各高専で行う。
- 8 対象学生 各学科（4年次又は5年次が望ましい。）
- 9 募集人員 各高専5名程度
- 10 講義名及び担当者
 - (1) 「バイオ技術を活用したエネルギーの現状と最新の技術動向」
(担当者：香川高専高松キャンパス 多川 正)
 - (2) 「LEDの利用による省エネルギー化」
(担当者：阿南高専 長谷川 童生)
 - (3) 「バイオマスエネルギーとその生成システム」
(担当者：高知高専 永橋 優純)
 - (4) 「電気エネルギー伝送技術の基礎から応用まで」
(担当者：新居浜高専 加藤 克巳)
 - (5) 「地熱発電（または海洋温度差発電）について」（仮題）
(担当者：香川高専詫間キャンパス 田嶋 眞一)
 - (6) 「操船と舵」
(担当者：弓削商船高専 永本 和寿)
 - (7) 「船用機関システム」
(担当者：弓削商船高専 松永 直也)
- 11 集合場所及び集合時間 弓削商船高等専門学校 第一会議室
平成24年8月21日（火）14時30分

(出典：「特別講義」実施要領)

タイ王国「ナコンパノム大学」を訪問し国際交流

弓削商船高専では、本校と国際交流協定を締結しているタイ王国のナコンパノム大学に教員2名、技術職員1名、学生7名（計10名）が、12月18日～12月27日の10日間訪問し、「メコン川の水深・水温自動計測ロボット」の共同プロジェクトの実施と学術・文化交流を行った。

滞在中は、共同開発中の「無人ロボットによるメコン川での水深、温度マップの計測実験」、「高専紹介」、「タイ・日本料理の調理実習」、「パイロット養成学科の見学」などを通して、現地の学生との交流を深めた。

参加した学生からは、「タイ国に多くの友人ができた」、「異文化に触れ、外から日本を見ることができた」、「語学力の必要性を感じた」、「海外に行くことへの抵抗感が無くなった」、「海外留学してみたい」等の声が聞かれ、非常に貴重な体験をする機会となった。



（出典：本校ウェブサイト）

株式会社愛媛銀行と独立行政法人国立高等専門学校機構弓削商船 高等専門学校の連携協力協定書

株式会社愛媛銀行（以下、「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校（以下、「乙」という。）は、地域における業務の相互の連携を図るため、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が地域における企業等の支援、教育研究の充実及び人材育成、その他企業等に役立つ情報交換等の分野において相互に連携協力を行うことにより、もって企業支援の促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連絡窓口の設置）

第2条 甲はひめぎん情報センター内に、乙は地域共同研究推進センター内に、連携協力に係る窓口をそれぞれ設置する。

（連携協力）

第3条 甲及び乙は、両者からなる連絡会を開催する等の方法により、次に掲げる事項について連携協力を行う。

- （1）企業等からの技術相談等に関する情報交換、及び弓削商船高等専門学校のシーズと企業等のニーズのマッチングによる共同研究等の支援
- （2）人材育成に関する協議及び情報交換
- （3）その他第1条の目的を達成するために必要な事項

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行う上で、お互いが知り得た情報は、善良なる管理者としての注意義務をもって、厳重に保管・管理し、協定の有効期間内及び期間終了後も、第三者に開示または漏洩しないものとする。

（出典：企画広報室）

資料 11-3-②-6

企業からの出前授業を実施 —弓削商船高専—

弓削商船高専では、11月26日(木)に愛媛銀行と本校との連携事業の一環として、本科4年生及び専攻科1年生を対象に、愛媛銀行ひめぎん情報センターの研究員が講師となり、出前授業を実施した。

同センター山下 雅之氏が「今回の金融危機から学ぶこと」、渡邊 圭一氏が「元気な愛媛」について講演を行った。

「今回の金融危機から学ぶこと」では、景気の仕組み、国の財政、金融危機等について、「元気な愛媛」では、愛媛の自然、特産品、気質・人情等について、学生に分かりやすく講演した。

学生、教職員110名が参加し、熱心に聴講した。

講演後学生から、「バブル不況と、今回のサブプライムローン問題はどう違うのか。」等の質問も出され、活発な質疑応答がなされた。

弓削商船高専では、今後も出前授業等で企業との連携を深めることとしている。



「今回の金融危機から学ぶこと」
の講演をする講師



「元気な愛媛」の講演をする講師



熱心に講演を聴く学生

(出典：本校ウェブサイト)

観点 11-4-①： 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

(観点に係る状況)

本校の総合的な活動については学校要覧に、概要は学校案内として刊行し、関係機関等にそれぞれ配布している(資料 11-4-①-1, 2)。また、ウェブサイトに本校の概要や活動状況及び情報公開などを掲載している(資料 11-4-①-3)。

「商船だより」及び「専攻科だより」は、全保護者へ郵送・配布している(資料 11-4-①-4, 5)。

本校の様々な情報を地元自治体の広報誌「広報かみじま」や文部科学省関係広報誌「文教ニュース」等へ提供し、本校の活動が紹介されている(資料 11-4-①-6, 7)。

研究活動及び成果については、研究者要覧をウェブサイトで公開し、研究シーズ集を刊行し、技術振興会「しまなみテクノパートナーズ」に関する情報はウェブサイトの技術振興会の中でアクセスできるようにしている(資料 11-4-①-8~10)。

(分析結果とその根拠理由)

本校における教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報は、本校のウェブサイト、各種刊行物、関係機関の広報誌等を通して広くわかりやすく社会に発信されている。



学校要覧配布先一覧

| 送付先機関 | 部数 | 送付先機関 | 部数 | 送付先機関 | 部数 |
|--------------|----|----------|----|--------|-----|
| 文部科学省初等中等教育局 | 2 | その他 | | 校内配布 | |
| 文部科学省高等教育局 | 4 | 日本船舶職員協会 | 1 | 校長 | 1 |
| 高専機構本部 | 3 | 上島町役場 | 1 | 事務部長 | 1 |
| 国立大学等 | | 上島町教育委員会 | 1 | 主事 | 4 |
| 海技大学校 | 1 | 弓削小学校 | 1 | 課長(室長) | 4 |
| 東京海洋大学 | 1 | 弓削中学校 | 1 | 学科長 | 4 |
| 神戸大学 | 1 | 弓削高等学校 | 1 | 人事係 | 50 |
| 広島大学 | 1 | 尾道市役所 | 1 | 小計 | 64 |
| 愛媛大学 | 1 | 尾道市教育委員会 | 1 | 学外PR用 | 350 |
| 国立高専(中四国) | 13 | 今治市役所 | 1 | その他予備 | 136 |
| 小計 | 18 | 今治市教育委員会 | 1 | | |
| 航海訓練所 | 8 | 同窓会長 | 1 | | |
| 海上技術安全研究所 | 1 | 後援会長 | 1 | | |
| 国立国会図書館 | 2 | 小計 | 12 | 合計 | 600 |

(出典: 企画広報室)

資料 11-4-①-2



平成24年度学校案内・募集要項送付中学校・塾

(中学校)

| | | | |
|------|----|------|-----|
| 北海道 | 1 | 奈良県 | 3 |
| 茨城県 | 1 | 島根県 | 1 |
| 埼玉県 | 1 | 岡山県 | 130 |
| 千葉県 | 5 | 広島県 | 257 |
| 東京都 | 6 | 山口県 | 1 |
| 神奈川県 | 4 | 愛媛県 | 143 |
| 新潟県 | 1 | 高知県 | 100 |
| 福井県 | 1 | 徳島県 | 82 |
| 長野県 | 1 | 香川県 | 71 |
| 静岡県 | 1 | 福岡県 | 14 |
| 愛知県 | 2 | 佐賀県 | 1 |
| 滋賀県 | 6 | 熊本県 | 7 |
| 京都府 | 3 | 大分県 | 2 |
| 大阪府 | 32 | 宮崎県 | 1 |
| 兵庫県 | 67 | 鹿児島県 | 6 |
| 和歌山県 | 2 | 沖縄県 | 1 |
| | | 合計 | 954 |

(塾)

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 愛媛県 | 103 | 兵庫県 | 1 |
| 広島県 | 447 | 合計 | 551 |

(出典：学生課)

商船学科
電子機械工学科
情報工学科
海上輸送システム工学専攻
生産システム工学専攻

国立弓削商船高等専門学校

HOME
ニュース
お問い合わせ
リンク集
情報公開

弓削商船高等専門学校 -- Yuge National College of Maritime Technology --

メインメニュー

- ホーム
- ニュース
- 校長あいさつ
- 本校の教育方針・教育目標
- 学校案内
- クラブ活動
- 環境への取り組み
- 環境美化への取り組み
- 入試情報
- シラバス
- 学事予定表
- 情報公開

FAQ

ダウンロード

リンク集

本校へのアクセス

ご意見・お問い合わせ

工事・調達情報

個人情報の取扱

訪問者別メニュー

- 受験生の皆さんへ
- 企業の皆様へ
- 地域の皆様へ
- 学生の皆様へ
- 卒業生の皆様へ

学科紹介

- 総合教育科
- 商船学科
- 電子機械工学科
- 情報工学科
- 専攻科

本校の教育方針

- 自然科学および専門技術の基礎力を身につけ、高度化かつ多様化してかく科学技術に柔軟に対応できる人材の育成。
- 身の回りの諸現象、特に海をとりまく自然・文化・歴史に好奇心を抱き、多角的に考えたり調べたりできる、独創力のある人材の育成。
- 日本および世界の文化や社会に関心をもち、国際的視野でものがみられ、しかも人間として、技術者として高い倫理観をもった人材の育成。

本日のトップニュースブロック

本日のトップニュースはありません

最新ニュース

- 2012-11-9 第8回パネルフォーラムを開催
- 2012-11-8 特別賞の表彰について
- 2012-11-8 愛媛県赤十字血液センター所長による講演
- 2012-11-8 第2回読書会を開催
- 2012-11-5 第42回商船祭
- 2012-11-1 四国高等学校新人陸上 女子800m 7位入賞
- 2012-10-30 アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2012四国地区大会
- 2012-10-29 「上島町一弓削商船 共同開発作品企画」でコースターを製作
- 2012-10-29 第47回全国商船高等専門学校滑艇大会
- 2012-10-25 弓削商船高等プロコンチームが上島町長を表敬訪問

卒業生による学校評価アンケートへの協力について

国立高等専門学校機構「卒業生による学校評価アンケート調査」を実施しますので、ご協力をお願いします。

卒業生による学校評価アンケート調査 [詳細はこちら\(PDF\)](#)

「愛」ある愛媛の道徳”教材用の資料配付

愛媛県の小学校の先生方向けに、道徳教材用の資料を配付します。

今後の予定

- ▶ (継続中) - 11月12日 S3実験実習
- ▶ 11月15日 S1A練習船実習
- ▶ 11月16日 S4E工学実験
- ▶ 11月19日 S3実験実習
- ▶ 11月22日 後期中間試験時間割発表

他 66 件

授業時間変更

公開講座・地域連携

オープンキャンパス

公開講座

弓削丸体験
一日船長

第47回全国高等専門学校体育大会
四国地区高専総合文化祭
四国地区高専体育大会
高専体育大会結果
第47回全国商船高等専門学校滑艇大会
プログラミングコンテスト
ロボットコンテスト
第42回 商船祭
創基百周年記念史料館
「塩の荘園」弓削島荘
ゆげ島四国
技術振興会

50 進化する高専

全国商船高等専門学校 シラバス・キャンペーン

女子高専生・女子学生
の理工系分野への挑戦

教職員採用

現在、本校では、下記の教職員を募集していません。

＜練習船弓削丸助航(一等機関士)
【平成24年11月30日(金)必着】

ファンページ

Facebookもチェック

(出典：本校ウェブサイト)

- 671 -



弓削商船だより

第84号 平成24年11月

弓削商船高等専門学校

〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000
企画広報室 情報・広報係
TEL 0897-77-4617 FAX 0897-77-4680
ホームページアドレス <http://www.yuge.ac.jp/>



平成24年度商船学科卒業式・専攻科（海上輸送システム工学専攻）修了式 9月

目 次

| | |
|--|---|
| 平成24年度商船学科5年生卒業研究テーマ | 1 |
| 平成24年度専攻科（海上輸送システム工学専攻） 特別研究テーマ | 1 |
| 平成24年度商船学科5年生席上課程修了式 | 1 |
| 平成24年度商船学科卒業式・専攻科 （海上輸送システム工学専攻）修了式 | 2 |
| 平成24年度商船学科卒業生各賞受賞者 | 2 |
| 平成24年度商船学科卒業生就職・進学先一覧 | 2 |
| 平成24年度専攻科（海上輸送システム工学専攻） 修了生就職・進学先一覧 | 3 |
| 平成24年度専攻科 （海上輸送システム工学専攻）入学式 | 3 |
| 「専攻科の近況」 | 3 |

| | |
|--------------------------|----|
| 平成24年度後援会総会 | 4 |
| 平成24年度オープンキャンパス | 4 |
| 平成24年度編入学試験状況 | 4 |
| 平成24年度後期級長・副級長 | 4 |
| クラブ活動成績（平成24年6月～） | 4 |
| 各種行事の写真 | 7 |
| 「全国高専大会を終えて」 | 9 |
| 「びわ湖クルーズ・ソーラーボート大会に参加して」 | 9 |
| インターンシップ受け入れ先一覧 | 10 |
| 「インターンシップを終えて」 | 10 |
| 「就職活動体験」 | 12 |
| 各種試験合格者一覧 | 13 |
| 平成24年度学事予定表（12月～3月） | 14 |

（出典：弓削商船だより 第84号）

専攻科だより 第26号

平成 24 年 6 月

専攻科行事の報告

■ 生産システム工学専攻入学式

4月10日に举行され、8期生11名（機械系7名、情報系4名）が入学しました。より高度で実践的な知識や技術の修得を目指すと共に、研究活動にも取り組みます。



生産システム工学専攻新生（8期生）

■ 中四国地区専攻科生研究交流会

4月27・28日に香川県で開催され、専攻科2年生14名が日頃の研究成果を発表しました。参加した学生の感想

本交流会への参加は他高専の専攻科生と交流を深めるとともに、自分自身の研究を見直す良いきっかけになりました。他高専の方々から頂いた貴重なご意見を今後の研究に是非生かしたいと思います。（生産2年 澤村幸輝）

新カリキュラムの紹介

7年前に専攻科が設置されて以来、初めてカリキュラムの改訂を行い、以下の3科目を新設しました。

■ インターンシップ

国内外にある企業・事業所での実務や、大学の研究室での研修体験を通して、自分の職業適性や将来の目標をより明確にすることを目的にしています。

■ 教育技術演習

本科低学年の補習、学生実験、公開講座などのアシスタントとして指導する経験を積むことにより、自身の総合的な学習経験を活かした教育技術、コミュニケーション能力、ならびに企画を円滑に実行する計画性の向上を図ります。

■ 生産システム工学概論

機械系出身者が情報系科目を履修する、または情報系出身者が機械系科目を履修するにあたり問題となる専門的予備知識の不足を補う目的で開設されています。したがって、異なる分野の学習がスムーズに行えるよう柱となる理論や技術の概要を習得することが目標です。

専攻科生の受賞報告

■ 学会発表で優秀発表賞を受賞

3月7日、広島大学（東広島市）で開催された第42回学生員卒業研究発表講演会（日本機械学会中国四国学生会）において、専攻科生産システム工学専攻（当時）の矢口竜也君が優秀発表賞を受賞しました。発表題目は「熱重量測定装置の製作と木質バイオマス炭化物の評価実験」でした。

（出典：専攻科だより第26号）



弓削商船高等専門学校 商船学科卒業式

平成24年度弓削商船高等専門学校 公開講座募集要項

第5回メタボ対策講座「Shall we dance?」

健康増進法の趣旨に賛同し、地域の人を対象に、「社交ダンス」を習いながら、楽しく身体を動かして、メタボ解消につなげ、健康を維持、増進させる講座です。

期 日：平成24年11月23日(金)、12月2日(日)
12月9日(日)
時 間：午後1時30分～午後4時頃まで
場 所：弓削商船高等専門学校 第2体育館
(弓削商船高等専門学校の第2体育館へ午後1時20分までに集合してください。)
講 師：青島 忠(元外航客船船長、社交ダンス経験者)、川本 泉(社交ダンス経験者)、多田 光男、水崎 一良(弓削商船高等専門学校)
対 象：町民一般(初心者大歓迎、ご夫婦での申込みも歓迎。もちろんお一人でも可也です)
定 員：10名程度
服 装：スポーツができる気楽な服装及び体育館シューズ(ダンスシューズ)、タオル

受講料：無料
申込方法：申込書に必要事項を記入の上、11月16日(金)までに企画広報室企画係へ郵送、FAX、又は、メールでお申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。(メールの場合は、公開講座名と必要事項をご記入ください。)なお、受付出来なかった場合のみ、その旨連絡をします。

アタマのメタボ対策講座

～数珠で脳にもビタミンを！～

健康長寿のためのメタボ対策は、身体だけでなく、頭脳にも必要です。そのために、意外性のあるパズルで頭をリフレッシュさせましょう。数珠パズル等で驚きの世界を皆さんでいっしょに楽しみたいと思います。

期 日：平成24年12月2日(日)
時 間：午前9時30分～午前11時30分まで
場 所：弓削商船高等専門学校
一般科目棟1階 化学実験室
(弓削商船高等専門学校の管理棟正面玄関へ午前9時20分までに集合してください。)
講 師：弓削商船高等専門学校 総合教育科 教授 藤井 清治

対 象：一般
定 員：15名程度
持参物：使い慣れたハサミをご持参ください。
受講料：無料
申込方法：申込書に必要事項を記入の上、11月26日(月)までに企画広報室企画係へ郵送、FAX、又は、メールでお申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。(メールの場合は、公開講座名と必要事項をご記入ください。)なお、受付出来なかった場合のみ、その旨連絡をします。

ゆったりパソコン講座

～第3回 フリーソフトで年賀状を作ろう～

パソコンでやってみたいことのベスト3に年賀状の印刷があげられるそうです。最近は安価にはがき印刷ソフトが提供されており、PCにも付属していることが多いようです。本講座では、無償で利用できる年賀状作成ソフトを用いて、住所録の作成、裏面の作成などを体験します。自分でお持ちのPC・ソフトについても、相談に応じます。

(はがきを持参されても印刷の対応はできません)
「ゆったりパソコン講座」では、みなさんがお持ちの疑問点について、ゆっくりと学んでいくための講座です。講座内容の希望については、お気軽にご相談ください。

期 日：平成24年12月1日(土)
時 間：午後2時～午後3時30分
場 所：弓削商船高等専門学校 情報処理教育センター(予定)
(弓削商船高等専門学校の管理棟正面玄関へ午後1時50分までに集合してください)
講 師：弓削商船高等専門学校 情報工学科 教授 長尾 和彦
(他、情報工学科教員・補助学生)
対 象：上島町および近隣地域のパソコンやインターネットに興味のある方
定 員：10名程度
受講料：無料

申込方法：申込書に必要事項を記入の上、11月22日(木)までに企画広報室企画係へ郵送、FAX、又は、メールでお申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。(メールの場合は、公開講座名と必要事項をご記入ください。)なお、受付出来なかった場合のみ、その旨連絡をします。

【申込み及び問い合わせ先】

T794-2593

愛媛県越前郡上島町弓削下弓削1000
弓削商船高等専門学校企画広報室企画係

TEL: 0897-77-4613

FAX: 0897-77-4691

E-mail: kikaku@yuge.ac.jp



※ 得られた個人情報は本件以外に使用することはありません。ただし、公開講座実施中に係員が撮影したスナップ写真は本校のホームページ等に掲載することがありますので、ご了承ください。

資料 11-4-①-7

文教速報

著作権に係るための削除

(出典:文教速報 第 7771 号)

The screenshot shows the homepage of the YUEE website. The 'Researcher Profile' (研究者要覧) menu item is highlighted with a red box. The main content area features a banner for the 'Regional Joint Research Promotion Center' (地域共同研究推進センター) with a photograph of the building and a text description. Below the banner, there are sections for 'Latest News' (最新ニュース) and 'Contact Us' (お問い合わせ).

The screenshot shows a detailed list of researchers on the YUEE website. A red circle highlights the table containing the following information:

| 氏名 | 氏名(カタカナ) | 所属 | 職名 | CONTROL |
|--------------|------------|---------|-----|---------|
| 木村 隆一 | キムラ リュウイチ | | 学長 | 閲覧 |
| 友田 進 | トモダ ススム | 商船学科 | 教授 | 閲覧 |
| 中 哲夫 | ナカ テツオ | 商船学科 | 教授 | 閲覧 |
| 多田 光男 | タダ ミツオ | 商船学科 | 教授 | 閲覧 |
| 児玉 敬一 | コダマ ケイイチ | 商船学科 | 教授 | 閲覧 |
| 高岡 俊輔 | タカオカ シュンスケ | 商船学科 | 教授 | 閲覧 |
| 湯田 紀男 | ユダ ノリオ | 商船学科 | 教授 | 閲覧 |
| 村上 知弘 | ムラカミ トモヒロ | 商船学科 | 教授 | 閲覧 |
| 柳沢 修実 | ヤナギサワ オサミ | 商船学科 | 講師 | 閲覧 |
| 二村 彰 | フタムラ アキラ | 商船学科 | 准教授 | 閲覧 |
| 秋葉 貞洋 | アキバ サダヒロ | 商船学科 | 准教授 | 閲覧 |
| 野々山 和宏 | ノノヤマ カズヒロ | 商船学科 | 准教授 | 閲覧 |
| 勘久保 広一 | カンクボ コウイチ | 電子機械工学科 | 教授 | 閲覧 |
| 鶴 秀登 | ツル ヒデト | 電子機械工学科 | 教授 | 閲覧 |
| 藤本 隆士 | フジモト タカシ | 電子機械工学科 | 教授 | 閲覧 |
| 益崎 真治 | マスザキ シンジ | 電子機械工学科 | 教授 | 閲覧 |
| 中山 恭秀 | ナカヤマ ヤスヒデ | 電子機械工学科 | 准教授 | 閲覧 |
| Garbat DAVAA | ダワア ガンバット | 電子機械工学科 | 教授 | 閲覧 |
| 塚本 秀史 | ツカモト ヒデシ | 情報工学科 | 教授 | 閲覧 |
| 喜目 幸一 | クズメ コウイチ | 情報工学科 | 教授 | 閲覧 |

(出典：本校ウェブサイト)

資料 11-4-①-9



(出典：四国地区高専教員シリーズ集)

資料 11-4-①-10

弓削商船高専 技術振興会

Association for advancement of Technology

トップ
お知らせ
お問い合わせ
アクセス
研究者一覧

トップ

技術振興会概要

技術振興会の役割

活動状況

入会案内

弓削商船高専

リンク

技術振興会

しまなみ
テクノパートナーズ

■ Topic

- 2012.10.11 平成24年度第2回今治・しまなみ海道「ものづくり」技術・経営情報交換会のお知らせを掲載しました。
- 2012.10.11 技術講習会「有限要素法応用セミナー」のご案内を掲載しました。
- 2012.09.10 しまなみテクノパートナーズ交流見学会のご案内を掲載しました。
- 2012.08.08 平成24年度第1回弓削商船高等専門学校技術振興会今治・しまなみ海道「ものづくり」技術・経営情報交換会のご案内を掲載しました。
- 2012.06.19 平成24年度技術振興会役員名簿を更新しました。
- 2012.06.19 平成24年度技術振興会事業計画を掲載しました。
- 2011.11.25 技術講習会「有限要素法応用セミナー」のご案内を掲載しました。
- 2011.11.16 技術振興会実施行事の様子を掲載しました。
- 2011.11.16 平成23年度役員名簿を更新しました。

(出典：本校ウェブサイト)

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

外部の教育資源の活用として、協働教育を実践するため、商船学科を有する5高等専門学校連携による大型プロジェクトとして、(社)日本船主協会、(社)全日本船舶職員協会、全日本海員組合、国際船員労務協会と連携して、文部科学省の大学間連携共同教育推進事業「海事分野における高等専門学校・産業界連携による人材育成システムの開発」を平成24年度から5年間計画で、「柔軟で高度な海事技術者」を協働して育成する新たな海事教育システムを開発することを目的とし、実施している。

(改善を要する点)

該当なし

(3) 基準 11 の自己評価の概要

校長のリーダーシップの下に、教務主事、学生主事、寮務主事、広報主事及び企画・評価担当の5副校長を配置し、組織ごとに学科長・専攻科長及び各センター長などを配置して、役割を明確に分担し、迅速な意思決定ができる態勢をとっている。各種委員会、事務組織及び危機管理体制については、諸規程が整備され、適切な役割分担がなされており、随時、効果的な活動を図るための自己点検及び改善が図られている。

自己点検・評価については、毎年、策定した基準に基づいて、自己点検・評価報告書を作成し広く公表し、運営諮問会議で検証がなされている。それを踏まえて、国際交流推進室の設置や学力入試の学外検査場の新設など、管理運営上の改善に結び付く取組を行っている。中期計画については、中期計画推進室が中心になって、高等専門学校機構の中期計画の変更に対応させて年度計画を策定・更新し、毎年、実施状況を取り纏め、運営諮問会議での報告及びウェブサイト掲載により公表している。第1期中期計画5年分については、自己評価を含む実施報告書を作成し、公表するとともに、運営諮問会議で議論と提言を受けた。また、運営諮問会議での諮問事項に対する提言については、学校での対応を検討し、広報主事・主事補の設置や学寮新棟建築WGの設置など具体的な改善に役立てている。

外部教育資源の活用として、企業技術者活用プログラムの活用、大学間連携共同教育推進事業の実施、他の高等教育機関との連携事業の実施、愛媛銀行との連携協力協定に基づく出前授業の実施、四国地区大学教職員能力開発ネットワークを活用したFD活動など多様な活動を行っている。

本校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報は、学校要覧を始めとする各種刊行物、ウェブサイト、関係機関の広報誌などを通して広くわかりやすく社会に発信している。